

第4編 風水害応急対策計画

第4編 風水害応急対策計画

第1章 防災組織計画	1
第1節 組織計画【危機管理室、関係部課】	3
第2節 動員計画【すべての部班】	13
第2章 情報計画	19
第1節 気象警報等の伝達計画【市本部、関係部班】	19
第2節 被害情報等の収集計画【市本部、関係部班】	31
第3節 災害通信計画【市本部、関係部班】	42
第4節 災害広報計画【広報班、関係部班】	45
第5節 生活関連総合相談計画【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】	50
第3章 消防計画【消防本部、伊都消防組合消防本部】	51
第4章 水防計画【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】	56
第5章 被災者救助保護計画	57
第1節 災害救助法の適用計画【財務班、福祉保健班】	57
第2節 被災者生活再建支援法の適用計画【健康福祉部】	60
第3節 避難計画【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】	62
第4節 食糧供給計画【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】	73
第5節 給水計画【危機管理室、水道班】	77
第6節 物資供給計画【被災者支援班、経済推進部】	79
第7節 住宅・宅地等対策計画【福祉保健班、被災者支援班、計画班、関係部班】	82
第8節 医療助産計画【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】	87
第9節 被災者救出計画【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】	93
第10節 住居等の障害物除去計画【建設部、関係部班】	95
第11節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画【福祉保健班】	97
第12節 遺体捜索処理計画【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】	99
第13節 災害義援金品配分計画【財務班、健康福祉部、経済推進部】	102
第14節 外国人支援計画【被災者支援班、関係部班】	104
第15節 海外からの支援の受入計画【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】	105
第6章 保健衛生計画	106
第1節 防疫計画【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】	106
第2節 清掃計画【市民生活班】	108
第3節 食品衛生計画【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】	113
第4節 保健活動計画【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】	114
第5節 精神保健福祉対策計画【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】	115
第6節 動物保護管理計画【市民生活班】	116

第7章	公共土木施設等応急対策計画	117
第1節	農林関係施設の応急対策【経済推進部、応急対策班】	117
第2節	砂防設備等の応急対策【応急対策班】	119
第3節	下水道施設の応急対策【下水道班】	120
第4節	河川施設等の応急対策【応急対策班】	122
第5節	道路・橋梁施設等の応急対策【応急対策班】	123
第8章	農林関係災害応急対策計画【経済推進部】	124
第9章	事故災害応急対策計画	129
第1節	橋本市事故対策本部の設置【関係部班、関係機関】	130
第2節	航空災害応急対策計画【危機管理室、総合政策部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関】	132
第3節	鉄道施設災害応急対策計画【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】	136
第4節	道路災害応急対策計画【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】	141
第10章	林野火災応急対策計画【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】	147
第11章	危険物等災害応急対策計画	151
第1節	橋本市事故対策本部の設置【関係部班、関係機関】	152
第2節	危険物施設災害応急対策計画【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】	153
第3節	火薬類災害応急対策計画【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】	158
第4節	高圧ガス災害応急対策計画【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】	159
第5節	毒物劇物災害応急対策計画【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】	160
第6節	放射性物質事故応急対策計画【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】	165
第7節	有害物質流出等応急対策計画【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】	168
第12章	公共的施設災害応急対策計画	169
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画【NTT西日本株式会社和歌山支店、関係機関】	169
第2節	電力施設災害応急対策計画【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】	171
第3節	大規模停電災害応急対策計画【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）】	174
第4節	プロパンガス施設災害応急対策計画【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】	175
第13章	文教対策計画	177
第1節	小・中学校等の計画【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】	177
第2節	県立学校関係の計画【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】	182
第3節	私立学校関係の計画【教育委員会、学校長、園長】	184

第4節	学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】	184
第5節	社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】	185
第6節	文化財等救援・保全活動の計画【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】	186
第7節	学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】	187
第14章	災害警備計画【橋本警察署、かつらぎ警察署】	189
第15章	災害対策要員の計画	190
第1節	ボランティア受入計画【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】	190
第2節	赤十字奉仕団活動【被災者支援班】	192
第3節	労働者の確保計画【関係部班】	193
第16章	交通輸送計画	194
第1節	道路交通の応急対策計画【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】	194
第2節	輸送計画【応急対策班、関係部班】	200
第17章	自衛隊派遣要請等の計画【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】	205
第18章	県防災ヘリコプター活用計画【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】	210
第19章	防災拠点施設活用計画【危機管理室】	212
第20章	広域防災体制の計画【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】	213

第1章 防災組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関（市及びその他防災関係機関）は、必要に応じて、警戒体制を整え、災害対策本部等を設置して必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

体制	風水害	体制区分	配備体制	活動内容
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 橋本市域で暴風・大雨・洪水・暴風雪各警報のいずれかが発令されたとき。 台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき。 大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。 	警戒1号	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監、建設部長、上下水道部長、消防長 都市整備課長、農林整備課長、警防課長、消防指令室長 危機管理室員 	警戒体制 応急対策
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生のおそれがあるとき。 台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。 大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。 集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。 	警戒2号	<ul style="list-style-type: none"> 警戒1号体制の職員 総務課長、施設担当職員 福祉課長、施設担当職員 中央公民館長、施設担当職員 秘書広報課長、秘書広報課長補佐、広報広聴担当職員 政策企画課長、政策企画課長補佐 教育委員会課長級以上の職員 建設部係長級以上 上下水道部係長級以上 消防本部課長級以上、警防担当及び指令室の職員（非番含む） 生活環境課長、税務課長、保険年金課長、農林振興課長 情報収集班 	施設設備管理 広報広聴 電算情報管理 避難所施設管理 被災現場対応 各班の情報連絡・調整
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 上記の気象警報が発令され、危機管理監が必要と認めたとき。 和歌山県が台風の暴風圏内に入り、危機管理監が必要と認めたとき。 大滝ダム放流に伴い、紀の川の洪水の危険があり、危機管理監が必要と 	災対1号	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部体制の職員 部長含む課長級以上の職員 秘書広報課 秘書係長 健康福祉部 福祉課長補佐、いきいき健康課長補佐、介護保険課長補佐 経済推進部 係長級以上の職員（主任は除く） 	本部長対応 要配慮者対応 水防施設管理 教育施設安全確保

第1編 総則

計画 第2編

災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編 総則
 第2編 災害予防
 第3編 地震災害
 第4編 風水害応急
 第5編 災害復旧
 第6編 南海トラフ
 地震防災対策推進計画
 資料編

体制	風水害	体制区分	配備体制	活動内容
	認めたととき。 ・集中豪雨・地すべり等により、危機管理が必要と認めたととき。 ・「顕著な大雨に関する気象情報」が発表され、管理監が必要と認めたととき。 ・橋本市に特別警報が発令されたとき。 ・紀の川はん濫注意情報が発令されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発令されたとき。		・教育委員会 係長級以上の職員（主任は除く） ・学校 教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院 事務局長、経営管理課長 ・消防本部全職員	
		災対2号	・災対1号体制の職員 ・係長級以上の職員（主任は除く） ・教育委員会の職員（出先機関を除く） ・学校 教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院 全職員 ・避難所従事職員	避難所開設支援・運営支援 避難所従事
		災対3号	・全職員 ・学校 教育委員会が参集を指示した教職員	

※避難所従事職員については、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり
 ※各所属長が認めた職員として、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり

第1節 組織計画【危機管理室、関係部課】

1 警戒本部体制

災害対策本部を設置する以前の体制として次の基準による警戒体制を発令し、気象・水防等の情報及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整を行う。また、教育委員会に対し、災害対策基本法第二十三条の二第六号の規程に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示を行う。

(1) 設置基準

ア 警戒体制（警戒1号）

- (ア) 市域に大雨・洪水又は暴風警報が発令されたとき
- (イ) 台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき
- (ウ) 大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。
- (エ) 危機管理監が必要と認めたとき。なお、危機管理監不在の場合は、建設部長、消防長の順にこれを代行する。

イ 警戒本部体制（警戒2号）

- (ア) 上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生の恐れがあるとき。
- (イ) 台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。
- (ウ) 大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。
- (エ) 集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他警戒体制が必要なしと認めたとき。

(3) 警戒本部の設営等

- ア 警戒本部は、市庁舎内2階危機管理室に置く。
- イ 警戒本部の設営・設備
危機管理室は、本部及びその周辺に、次の設備等を準備する。

通信機器	直通電話、内線電話、防災行政無線の副配信局
備品関係	机、椅子、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、強力ライト、市内 LAN 用 PC
防災資料	橋本市地域防災計画、和歌山県地域防災計画、ハザードマップ、防災会議名簿、自治会長名簿、自主防災会名簿、電話帳、各種防災関係図面、白地図、住宅地図、その他必要資料

(4) 警戒本部設置及び廃止の伝達

警戒本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各部の部長並びに関係機関に連絡するものとする。

2 水防計画に基づく警戒体制

(1) 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、次の場合に水防本部を設置する。

- ア 和歌山県水防本部から水防活動の指令があるとき。
- イ 水防管理者（市長）が水防活動の必要を認めるとき。

(2) 非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により、消防機関への配備指令を行う。

【水防本部の非常配備体制】

配備体制	配備基準	配備体制
予備配備体制	暴風、大雨、紀の川及び橋本川の各警報、又は情報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、水防活動を必要とするとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員 ・課長級以上の職員
第1 配備体制	災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・予備配備職員補佐級以上の職員 ・建設部の係長級以上の職員
第2 配備体制	相当規模の災害が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・1号配備の職員 ・その他の部の係長級以上の職員
第3 配備体制	大規模な災害が発生するおそれがあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

(3) 消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒・水防活動に従事する。

3 橋本市災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより「橋本市災害対策本部」を設置する。

なお、この際、「橋本市教育委員会」「橋本市民病院」を橋本市災害対策本部の中の「教育委員会」「市民病院」として組織の一元化を図る。また、警防本部は橋本市災害対策本部の中に編入され、水防活動を続ける。

(1) 設置基準

概ね、次の基準に基づき設置する。

- ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報が発表され、災害対策本部を設置して、その対策を必要とするとき。
- イ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
- ウ その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
- エ 配備基準
災害の種類、規模、程度等の配備基準によって次の本部体制をとる。
 - 災害対策本部体制1号： 事態が切迫し、災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
 - 災害対策本部体制2号： 市域において局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
 - 災害対策本部体制3号： 全市域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他災害対策本部長が必要なしと認めるとき。

(3) 災害対策本部の設営等

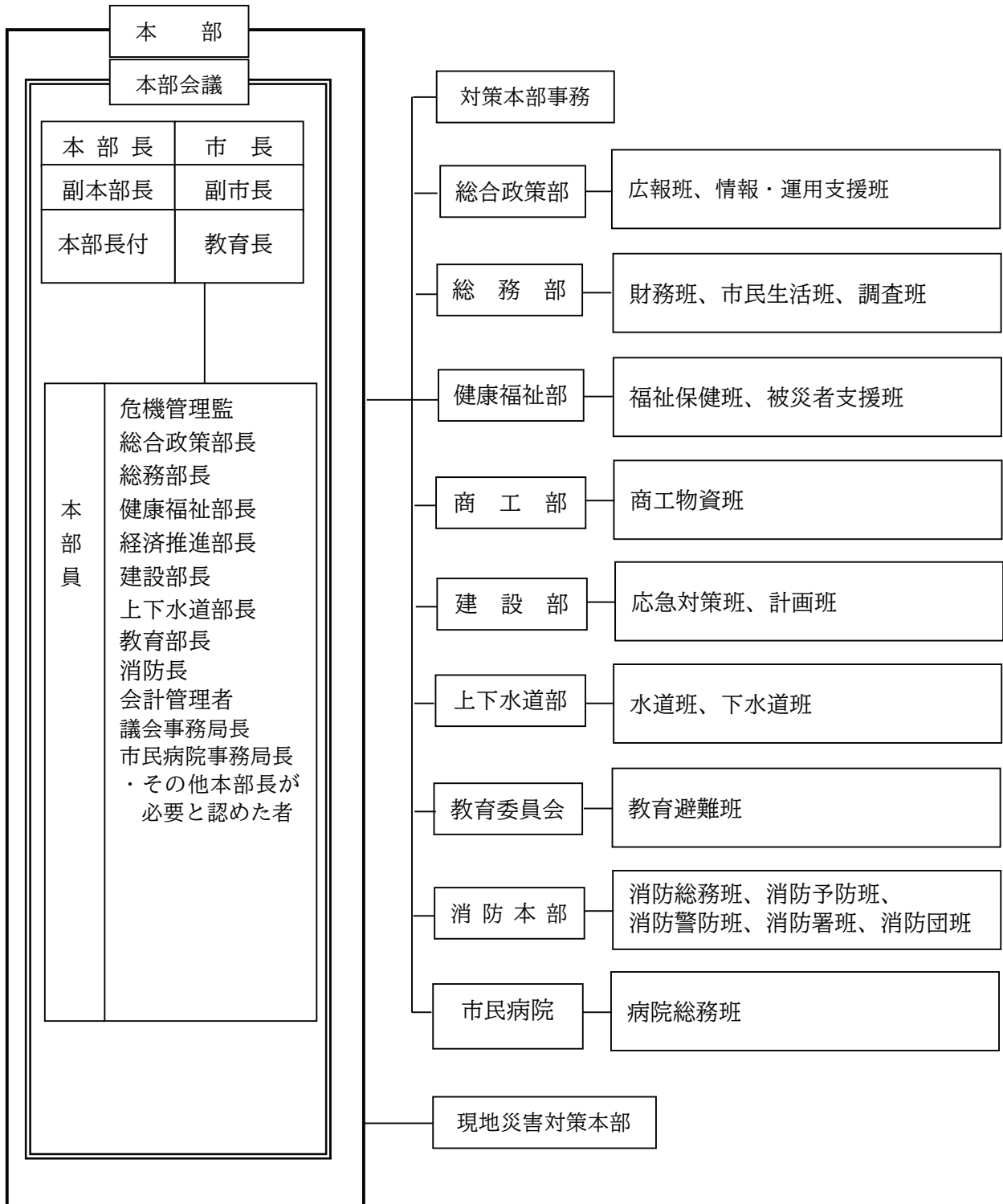
- ア 災害対策本部は、市庁舎内2階市長応接室に置く。ただし、市庁舎被災時には、市保健福祉センター3階多目的室に置く。
- イ 災害対策本部が設置されたときは、標識（看板）を掲げる。

(4) 災害対策本部の設置・廃止の伝達

災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各職員及び関係機関、一般住民に通知する。

4 組織構成及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織構成



第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(2) 指揮命令系統の確立

- ア 本部長には市長、副本部長には副市長、本部長付に教育長を充てる。
- イ 本部長が不在の場合は、副本部長、本部長付の順位により職務を代行し指揮を執る。

(3) 本部員

本部員は、各部の部長とし、応急対策活動を統轄する。なお、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

(4) 本部連絡員

本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名するものをもって充てる。

- ア 総合政策部
- イ 総務部
- ウ 健康福祉部
- エ 経済推進部
- オ 建設部
- カ 上下水道部
- キ 教育委員会
- ク 消防本部
- ケ 市民病院

(5) 本部会議

市本部長（市長）が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、次の事項を協議する。

- ア 市本部の設置及び配備並びに職員の動員に関する事。
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事。
第3編第5章第3節「避難計画」参照
- ウ 現地における指揮、視察、見舞い等に関する事。
- エ 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関する事。
- オ 災害の拡大防止対策に関する事。
- カ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 現地災害対策本部

- ア 特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。
- イ 市本部長（市長）は、現地本部に必要な応じ、次の人員を派遣する。
 - （ア）副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部長を指定する。
 - （イ）本部員のうちから、現地本部員を指定する。

(7) 橋本市防災会議の開催

市本部長（市長）は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、橋本市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

(8) 編成及び事務分掌

各般の編成及び事務分掌の概略については、下表に示すとおりであり、この表で分掌できていない災害応急対策の分担は、本部会議においてその都度定めるものとする。

なお、すべての部班が連携・協力を通じて、他班の不足業務を補う仕組みを計画し、全体の効率性を向上させる体制を構築する。

部名	班名	担当課名	事務分掌
対策本部事務局		危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び解散に関する事 2 災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定に関する事 3 本部会議の開催・運営に関する事 4 本部長の権限命令伝達に関する事 5 自衛隊等の派遣要請及び受入調整に関する事 6 県及び他市町村、その他防災機関への報告指示、協力要請及び連絡調整に関する事 7 防災行政無線及びアマチュア無線との連絡に関する事 8 被災地域への避難情報の発令に関する事 9 電力、電話及びガス施設の応急対策要請に関する事 10 気象、地震情報収集及び伝達に関する事 11 孤立集落の支援に関する事 12 災害救助法の適用に関する事 13 各部内各班との連絡調整に関する事
総合政策部	広報班	秘書広報課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の秘書に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 市議会との連絡調整に関する事 4 災害写真の記録に関する事 5 記録写真の収集整理に関する事 6 情報・運用支援班からの情報収集に関する事 7 記者発表に関する事 8 各種媒体を活用した災害広報に関する事 9 災害視察等の対応に関する事
	情報・運用支援班	政策企画課 職員課 人権男女共同推進室 地域振興室 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査のとりまとめに関する事 2 各種媒体及び公共交通機関の運行その他に関する情報収集に関する事 3 収集した情報整理伝達に関する事 4 各部内各班との連絡調整に関する事 5 行政情報システム等の応急復旧に関する事 6 災害復興計画の策定に関する事 7 地域代表者との連絡調整に関する事 8 防犯活動の推進に関する事 9 職員の招集、出動及び解散に関する事 10 職員の安否確認、登庁状況及び服務に関する事 11 職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等に関する事

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第4編 風水害応急対策計画 第1章 防災組織計画
第1節 組織計画

部名	班名	担当課名	事務分掌
			12 応援職員の受入及び派遣の統括・調整に関する こと 13 監査委員との連絡調整に関する こと
総務部	財務班	財政課 総務課 出納室	1 災害対策関係予算その他財務に関する こと 2 災害時の出納事務に関する こと 3 指定金融機関等の営業状況の情報収集に 関 すること 4 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設 に 関 すること 5 公用車の配車に関する こと 6 災害応急車両の借上げ及び運行計画に関 す ること 7 災害対応用品の準備及び整理に関する こ と 8 市有財産の被害調査、緊急使用に関する こ と 9 庁舎内への出入り者への対応及び調整に 関 すること
	市民生活班	市民課 生活環境課 環境美化センター	1 所在確認調査・安否情報の収集に関する こ と 2 被災者台帳の作成に関する こと 3 安否相談窓口の設置に関する こと 4 遺体の収容場所の設置、収容、埋火葬に関 す ること 5 災害による廃棄物の収集、処分及び清掃に 関 すること 6 動物の保護及び管理に関する こと 7 ガレキ、廃棄物処分場の確保に関する こ と 8 し尿の収集、処理及び清掃に関する こ と 9 仮設トイレに関する こと 10 環境衛生施設の被害調査に関する こ と 11 汚染物質の流出防止に関する こ と
	調査班	税務課 選挙管理委員会事 務局	1 家屋の被害調査に関する こと 2 り災証明の発行に関する こと 3 災害時の市税の徴収猶予、減免等に関 す ること
健康福祉部	福祉保健班	福祉課 いきいき健康課 子育て応援課	1 避難行動要支援者の安否確認、安全確保に 関 すること 2 福祉施設の被害調査に関する こと 3 福祉避難所の開設・運営に関する こ と 4 義援金に関する こと 5 人的被害の調査及び把握に関する こ と 6 被災者生活再建支援法に基づく支援に関 す ること 7 住民の健康管理に関する こ と 8 防疫対策の実施に関する こ と 9 医療関係機関、応援医師団との連絡調整に 関 すること 10 感染症対策に関する こ と 11 医療救護所等の設置に関する こ と 12 避難所の巡回に関する こ と

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第4編 風水害応急対策計画 第1章 防災組織計画
第1節 組織計画

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震災害
第4編 風水害応急
第5編 災害復旧
第6編 南海トラフ
資料編

部名	班名	担当課名	事務分掌
	被災者支援班	保険年金課 介護保険課 こども課 家庭教育支援室	13 医薬品等の確保に関する事 1 救援物資集配拠点の確保に関する事 2 応急食糧及び救援物資の確保に関する事 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4 災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事 5 被災相談窓口に関する事 6 介護施設の被害調査及び応急対策に関する事 7 保育施設の被害調査及び応急対策に関する事 8 園児の安全対策及び被害調査に関する事 9 応急保育の実施に関する事 10 保育の再開に関する事
経済推進部	商工物資班	農林振興課 産業振興課 企業誘致室 シティプロモーション課	1 農産物及び家畜の被害調査及び応急対策に関する事 2 家畜の応急救護及び防疫に関する事 3 商工業者の被害調査及び応急対策に関する事 4 商工業者への協力要請及び連絡調整に関する事 5 救援物資集配拠点の設置・管理に関する事 6 応急食糧及び救援物資の仕分け、避難所等への仕分けに関する事 7 大型小売店舗等との連絡調整及び買い占め防止指導に関する事 8 帰宅困難者等への情報提供に関する事 9 被災者への雇用対策に関する事
建設部	応急対策班	都市整備課 農林整備課	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 2 河川、水路等の被害調査及び監視、応急対策に関する事 3 土砂災害等の被害調査及び応急対策に関する事 4 水防活動に関する事 5 緊急輸送道路の確保及び関係機関との連絡調整に関する事 6 民間建設業者との連絡調整に関する事 7 農地、ため池等の被害調査及び応急対策に関する事
	計画班	まちづくり課 建築住宅課	1 市営住宅入居者の安否確認及び安全確保に関する事 2 私有建築物、公園の被害調査及び応急対策に関する事 3 応急仮設住宅の用地確保及び建設に関する事 4 応急仮設住宅及び公営住宅への入居に関する事 5 建築物の応急危険度判定に関する事

第4編 風水害応急対策計画 第1章 防災組織計画
第1節 組織計画

部名	班名	担当課名	事務分掌
			6 宅地の応急危険度判定に関すること
上下水道部	水道班	水道経営課 水道施設課	1 上水施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること 2 飲料水等の確保及び応急給水
	下水道班	下水道課	1 下水道施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること
教育委員会	教育避難班	教育総務課 生涯学習課 学校教育課 中央公民館 給食センター 学校再編推進室	1 避難所の開設に関すること 2 避難所の運営支援に関すること 3 教育関連施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 5 児童及び生徒の安否確認及び安全確保に関すること 6 被災者等に対する炊き出しに関すること 7 調理器具の点検及び食材の確保に関すること 8 被災児童、生徒の学用品の調達に関すること 9 応急教育の実施に関すること 10 教育の再開に関すること
消防本部	消防総務班	総務課（消防）	1 資機材等の調達に関すること 2 燃料・食糧の調達に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 消防団の連絡調整に関すること 5 その他、被災における応急作業に関すること
	消防予防班	予防課	1 広報に関すること 2 被災地の警戒に関すること 3 避難誘導に関すること 4 災害調査及び情報収集に関すること 5 電気、ガス、危険物等に関する関係機関との連絡調整 6 事業所等に対する指導等 7 その他、被災における応急作業に関すること
	消防警防班	警防課 指令室	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2 避難誘導に関すること 3 被災者の救助に関すること 4 水防に関すること 5 防災活動全般に関すること 6 通信指令に関すること
	消防署班	橋本消防署 橋本北消防署	1 火災等災害防御活動に関すること 2 人命救助、救急活動に関すること 3 その他、災害活動全般に関すること
	消防団班	各消防団	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2 避難誘導に関すること 3 被災者の救助に関すること 4 防災活動全般に関すること

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第4編 風水害応急対策計画 第1章 防災組織計画
第1節 組織計画

部名	班名	担当課名	事務分掌
市民病院	病院総務班	職員課（病院） 経営管理課 医事情報課 診療部 診療技術部 地域医療部	1 所管施設の被害状況の把握及び維持に関すること 2 病院内に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関すること 3 院内体制の維持に関すること

※各部が実施する初動活動内容等の詳細については、「橋本市職員初動体制マニュアル」によるものとする。

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第2節 動員計画 【すべての部班】

1 基本方針

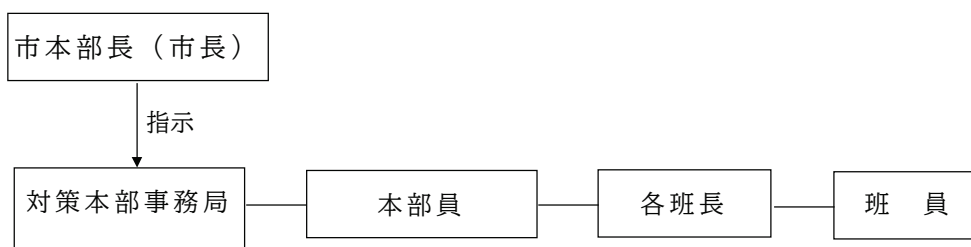
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施する必要があるときは、直ちに適切な配備体制をとり、速やかに必要な職員を動員する。

各班の職員を災害現場へ出動させ、迅速な応急対策を実施する。なお、災害対応業務に従事する職員（応援職員等を含む。）の安全確保や健康管理等（感染症対策を含む。）を徹底するものとする。

2 動員体制

(1) 動員系統

市本部における職員の動員は、市本部長（市長）の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



対策本部事務局	市本部長に伝達する。
本部員	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

(2) 動員の伝達方法

関係部署への動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 庁内 LAN
- イ 電話や LINE などによる伝達
- ウ 口頭による伝達
- エ 庁内放送による伝達
- オ 防災はしもとメール配信による伝達
- カ ログチャットによる伝達

(3) 勤務時間外における動員

ア 災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ、インターネット、アプリ等から速やかに災害情報を収集するものとし、伝達を待つことなく、家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。この際、市役所や職場に登庁するかどうか電話による問い合わせをしてはならない。

イ 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、所属長の指示に従い、応急対策活動に従事する。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡の上、又は自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。

(5) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

(6) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

- ア けが、病気等の傷病により許可を得て休暇中の職員
- イ 育児休業など、休業中の職員
- ウ 自身や家族が被災（負傷等）した職員
- エ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

(7) 動員時の注意事項

- ア 参集者の服装・携行品
応急活動に適した服装（防災服等）を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、水筒、食糧、その他の非常用品等を携行する。
- イ 参集途中の緊急措置
参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、警察、消防等の機関へ通報する。
- ウ 被害状況の報告
参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」により、班長を通じて、本部に報告する。
*参集途上報告書【資料編 P-107 参照】

(8) 動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。
情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。
*職員動員・活動報告書【資料編 P-106 参照】

3 出動体制

(1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣にあたっては、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

(2) 出動状況の把握・報告

各本部長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の出動活動状況を整理する。

*職員動員・活動報告書【資料編 P-106 参照】

(3) 防災服等の着用

災害応急活動に従事する際、防災服等を着用する。

(4) 職員の証票

災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設、家屋、物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

(5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各部課で管理するその他の未使用車両は、市本部が優先使用権を持つものとする。

4 庁内の応援体制

(1) 応援要請・指示命令

部内において、各班の災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。

ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

市本部への要請事項	市本部の対応事項
市本部に次の応援内容を示した要請書を提出する。 ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別及び人員 エ 携帯品 オ その他、応援要請書に記載すべき事項	市本部は、次の順位により動員派遣する。 1 応援を必要とする班の所属部内に余裕のある班から応援する。 2 上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。 3 市本部全体をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。 (次項「5 県への応援要請」、「6 協定締結都市との相互応援」参照)

*応援要請・指示命令書【資料編 P-108 参照】

5 県への応援要請

市本部長（市長）は、市の総力をもってしても万全な応急対策を実施することが難しい場合は、振興局（県支部）を通じて、県知事（県本部長）へ応援要請を行う。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接、県知事（県本部長）へ応援要請の連絡を行う。

（1）県への応援要請

市は、県に応急措置等を要請する場合は、県支部に対してまず無線又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接県本部（危機管理局）に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ア 県への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合
 - （ア）災害の状況及び応援を求める理由
 - （イ）応援を希望する機関名
 - （ウ）応援を希望する人員、物資、資機材、器具等の品名・数量
 - （エ）応援を必要とする場所、期間
 - （オ）応援を必要とする活動内容
 - （カ）その他、必要事項
- イ 被災者の他地区への移送を要請する場合
 - （ア）移送を要請する理由
 - （イ）移送を必要とする被災者の数
 - （ウ）希望する移送先
 - （エ）移送先で収容を要する機関
 - （オ）その他、必要事項

（2）他市町村、指定地方公共機関等への応援斡旋の要請

市は、県に対して、他市町村、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、まず無線又は電話等をもって連絡し、後日、前（1）の各号に準じた文書を改めて提出する。

（3）他府県への要請

大規模な災害が発生し、市の消防力、県内の消防応援では十分な対応がとれないときは、県知事（県本部長）を経由し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。（被害が甚大で、県との連絡がとれない場合は、消防庁長官へ直接要請を行うものとし、通信手段の回復後、速やかに県への報告を行うこととする。）

- ア 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」
- イ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

（4）自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、第4編第17章「自衛隊派遣要請等の計画」による。

6 協定締結都市との相互応援

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結した自治体に応援を要請するとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

協定を締結した自治体の長に対して、応援又は応援の斡旋を要請する場合は、地理的要件等の事情を考慮し、電話等迅速な方法によって要請する。その後、文書を速やかに提出する。

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している自治体に電話等により応援を要請する。その後、速やかに文書を提出する。

(1) 応援の種類及び内容（例示）

- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、救護、防疫及び消防活動並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ウ 救援、救助、及び消防活動に必要な車両等の提供
- エ 救援、救助、消防その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- オ 被災児童・生徒等の受入れ
- カ 被災者に対する住宅の斡旋
- キ 災害ボランティアの斡旋
- ク その他、特に希望する事項

(2) 応援要請の手続

次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出する。

- ア 被害の状況
 - イ 必要とする物資等の品目及び数量
 - ウ 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
 - エ 応援場所、応援場所への経路、集結地等
 - オ 応援を必要とする期間
 - カ その他、特に希望する事項
- *災害時における相互応援協定（河内長野市・五條市） 【資料編 P-63 参照】
- *災害時における相互応援協定書（野洲市） 【資料編 P-63 参照】
- *市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書 【資料編 P-63 参照】
- *大規模災害相互物資援助協定書（名張市） 【資料編 P-63 参照】

7 公共的団体との協力体制

市は、公共的団体や地域住民、災害ボランティア並びに民間機関、団体等に対して、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう協力体制の整備に努める。

(1) 公共的団体

公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉関係団体、社会教育団体等をいう。

(2) 協力活動の内容

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又はその他関係機関に連絡する。
- イ 災害に関する予警報及びその他情報を区域内住民に伝達する。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力する。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し、協力する。
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関し、協力する。
- カ 避難誘導、避難場所内被災者の救助業務に協力する。
- キ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力する。
- ク 被害状況の調査に協力する。
- ケ 被災区域内の秩序維持に協力する。
- コ り災証明書交付事務に協力する。

8 地域住民の協力

被災地の地域住民は、市本部及び県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に、次のような防災活動上の責務を負うものとする。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 初期救助救急
- オ 要配慮者の保護
- カ 家庭における水、食糧等の備蓄

9 災害ボランティアの協力

市本部及び県本部は、応急対策活動を有効かつ効果的に進めるため、被災者の救援等を自発的に行うボランティアに協力を求めるものとする。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市本部及び県本部は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

詳細については、第4編第15章第1節「ボランティア受入計画」による。

10 民間機関と市の協定による協力

災害が発生した場合に備えて、民間機関の積極的な協力が得られるよう、協定の締結あるいは事前協議を行うなど、協力体制の確立に努める。

また、橋本市防災協力事業所登録制度を活用し、被災者救援等の防災協力活動の協力を求める企業（事業所）を募るとともに、協力体制を構築する。

第2章 情報計画

災害応急対策実施機関（市及びその他防災関係機関）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集・把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

なお、国、県をはじめ関係機関と災害に関する各種情報が共有できるよう、国が運用する「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」や「防災IoTシステム」を積極的に活用するものとする。

第1節 気象警報等の伝達計画 【市本部、関係部班】

1 基本方針

市及び防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、必要な部署・機関に遅滞なく伝達する。

また、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

【予警報等の情報の種類】

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報及び気象情報	気象庁長官	気象業務法
土砂災害警戒情報	県知事 気象庁長官	土砂災害防止法
土砂災害緊急情報	国土交通大臣 県知事	土砂災害防止法 気象業務法
指定河川洪水予報	県知事 気象庁長官	水防法 気象業務法
水防警報	県知事	水防法
火災気象通報	気象庁長官	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

2 情報の伝達

（1）伝達の実施担当

ア 危機管理室

各通報義務者から予警報等の通報を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関並びに必要な応じ住民に対し、その内容を伝達する。

イ 各部課（各班）

危機管理室等を通じて、通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

福祉保健班は、紀の川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の高齢者・心身障がい者・乳幼児、その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して、必要な情報の連絡を行う。

(2) 伝達方法

関係部署への動員の伝達に際しては、迅速性と確実性を重視し、庁内 LAN や電子メール、専用のデジタルコミュニケーションツールを活用した通知を基本とする。また、必要に応じて電話や対面での直接連絡、庁内広報システム（例：館内放送）による周知、及び防災はしもとメール配信システムなど、複数の情報伝達手段を適切に組み合わせる。

(3) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は、通常勤務体制時の部長とする。

3 防災気象情報及び警報並びに注意報等

(1) 種別及び基準

ア 注意報

注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報で、気象要素が基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

【気象注意報の種類及び発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が12m/s をこえると予想される場合。
強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s をこえると予想される場合。
大雨注意報	大雨による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準が10 以上になると予想される場合、又は、土壌雨量指数基準が111 を超えると予想される場合。
大雪注意報	大雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で5 cm、山地で15cm 以上になると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 [嵯峨谷川流域=5.3, 山田川流域=4.7, 橋本川流域=10.4, 東の川流域=6.2] 複合基準 [紀の川流域= (5, 58.4)]
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が100m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度60%以下で最小湿度が35%以下になると予想される場合。
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。

第4編 風水害応急対策計画 第2章 情報計画
第1節 気象警報等の伝達計画

種類	発表の基準
	積雪の深さが50cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気温が-2～2℃で24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合。
霜注意報	最低気温3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起これると予想される場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 沿岸部で最低気温が-4℃以下と予想される場合。

【その他の注意報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
土砂崩れ注意報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、被害が予想される場合。
浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。
洪水注意報 【紀の川氾濫注意情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 警報

警報とは、重大な災害が起これるおそれのある旨を警告して行う予報で、気象要素が基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。その種類、発表の基準は、次のとおりである。

【気象警報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (浸水害) 表面雨量指数基準が16以上になると予想される場合。 (土砂災害) 土壌雨量指数基準が162を超えると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で30cm以上になると予想される場合。

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

種類	発表の基準
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 [嵯峨谷川流域=6.7, 山田川流域=5.9, 橋本川流域=13.1, 東の川流域=7.8] 複合基準 [紀の川流域= (8, 68.2)]

【その他の警報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
土砂崩れ警報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害の起こるおそれが予想される場合。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報 【紀の川氾濫警戒情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報 【紀の川氾濫危険情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
洪水警報 【紀の川氾濫発生情報】	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

注：土砂崩れ及び浸水についての注意報及び警報は、発表によって、標題を冠することなく気象注意報、警報に含めて行う。

ウ 特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づき、県内に重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、次のとおりである。

【気象特別警報の種類と発表基準（和歌山県）】

種類	発表の基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想された場合。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が吹くと予想された場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合。

※発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※特別警報が発表された場合、直ちに以下の方法で住民に周知する

- ・防災行政無線の活用
- ・広報車等による巡回広報の活用
- ・インターネットの活用
- ・防災はしもとメール、緊急速報メール（エリアメール）の活用
- ・消防団や自主防災会等（区・自治会）による伝達の活用

エ 気象情報

気象情報とは、台風その他の異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

なお、令和8年出水期から運用開始予定の新たな防災気象情報体系においては、下表のとおり災害発生危険度に応じた5段階の警戒レベルに整合した情報提供が行われる予定である。

本市においても、これらの新体系に対応した情報の受信・伝達体制の整備及び避難行動との連携強化を図るとともに、地域住民への周知啓発を推進する。

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

出典：「防災気象情報の改善について」水管理・国土保全局、気象庁（令和7年12月）

(2) 予警報地域区分

和歌山地方気象台は、県を北部・南部に分けて（一次細分）気象庁から配信される数値予報資料や、気象レーダー・アメダスなどの実況により、天気予報・週間天気予報・時系列予報を公表している。

さらに、災害の発生するおそれがある場合には、大雨や洪水等に関する注意報・警報及び情報を公表しているが、これらについては、現象の発生区域が特定できる際は、市町村ごと（二次細分）に公表している。

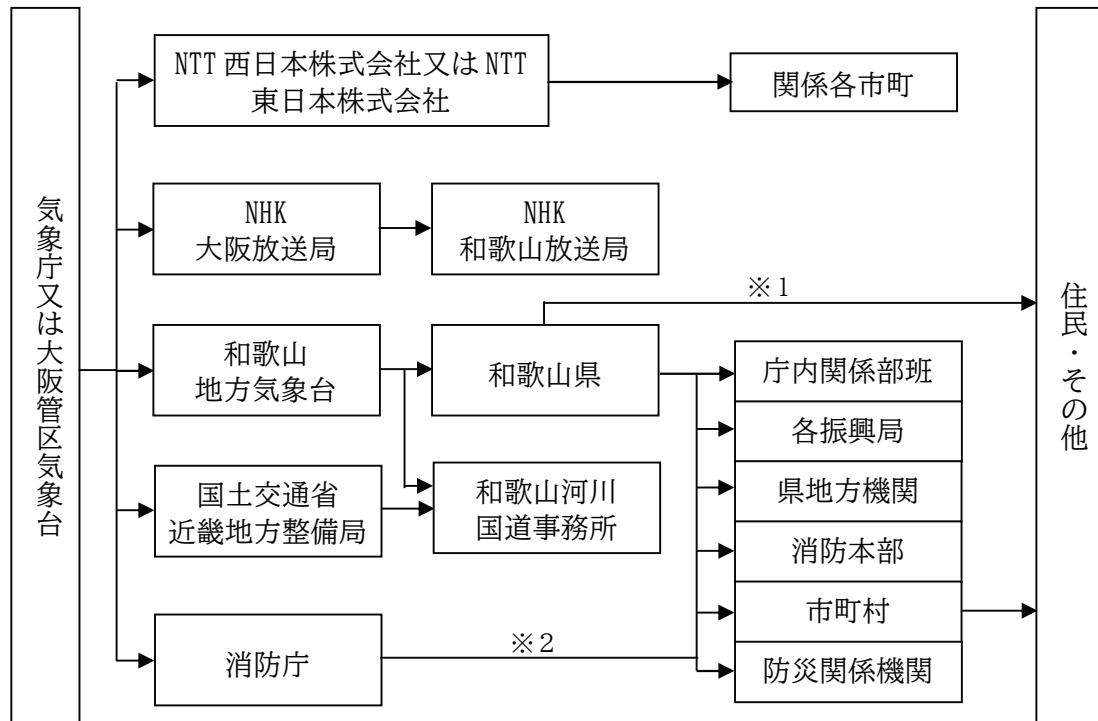
なお、橋本市は、北部に属する。また、紀の川の上流に位置する奈良気象台の予警報にも配慮するものとする。

【和歌山県の地域細分】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村単位）
北部	紀北	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡及び海草郡各町
	紀中	有田市、御坊市、有田郡及び日高郡各町
南部	田辺・西牟婁	田辺市、西牟婁郡各町
	新宮・東牟婁	新宮市、東牟婁郡各町村

(3) 伝達系統

ア 気象警報等の伝達経路



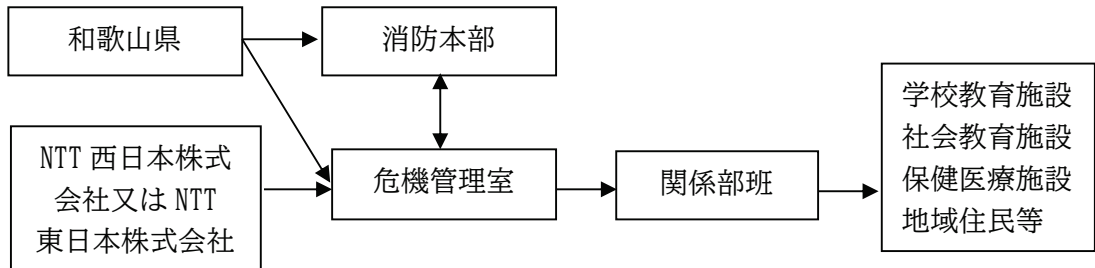
※1 防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやま X（旧 Twitter）による。

※2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

イ 警報等の受領後の本市における措置

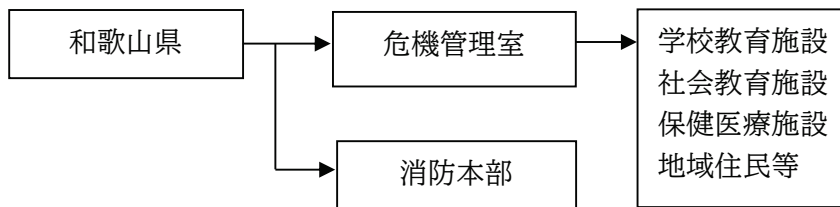
(ア) 警報の伝達経路

県北部（紀北）に警報が発令された場合、警戒体制を設置するものであり、配備される関係部班により、公共公益施設、住民などに伝達する。



(イ) 注意報の伝達経路

県北部（紀北）に注意報が発令された場合、状況により学校教育施設、社会教育施設などに伝達する。



4 災害警戒のためのその他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部又は南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

エ 流域雨量指数の予測値

河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況

と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 指定河川洪水予報

(1) 概要

紀の川については、水防法及び気象業務法に基づき、和歌山河川国道事務所、和歌山地方气象台、奈良地方气象台が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位又は流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

(2) 実施区域

河川名	実施区域
紀の川	幹川 左岸 奈良県と和歌山県の県境から海まで 右岸 奈良県と和歌山県の県境から海まで

(3) 種類及び基準

種類	標題	概要
洪水注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種類	標題	概要
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当

6 水防警報

(1) 概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

(2) 種類及び基準

準備	水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
出動	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがある時。
解除	水防団待機水位（通報水位）以下に下がり、再び上昇のおそれがない時。
待機	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある時。

(3) 水防警報河川

紀の川（船戸、三谷、五條）

7 水位周知河川

(1) 概要

橋本川については、水防法の規定に基づき、知事が指定した河川であり、あらかじめ定めた水位に達したときに、水位等を示して、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知させるものである。

(2) 実施区域

ア 河川名：橋本川

実施区域：東谷川合流点

（左岸）橋本市北馬場 （右岸）橋本市小原田から紀の川合流点まで

(3) 種類及び基準

ア 氾濫注意情報：氾濫注意水位に達したとき

イ 氾濫警戒情報：避難判断水位に達したとき

ウ 氾濫危険情報：氾濫危険水位に達したとき

エ 氾濫発生情報：氾濫が発生したとき

8 火災気象通報

(1) 概要

和歌山地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として県知事に通報をする。

なお、地域細分境界（北部、南部）により発表することがある。橋本市は、一次細分区域では北部に属する。

(2) 火災警報

市本部長（市長）は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、火災に関する警報を発令することができる。

【火災気象通報の発表基準】

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合

(3) 乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 実効湿度 65%以下（※）で、最小湿度 40%（※）以下になると予想される場合

（注1）発表基準に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

（注2）注意報、警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。

（注3）※印は、和歌山地方気象台での値であることを示す。

9 異常現象

災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ等）を発見した者は、直ちに市（危機管理室）、警察官又は消防本部、伊都消防組合消防本部等に通報しなければならない。

10 雨量に関する情報

(1) 担当

消防予防班は、雨量観測所等からの雨量情報を把握する。

(2) 雨量観測所

ア 県が測定する箇所

雨量計設置場所	計6箇所
橋本観測所（伊都振興局）	
境原観測所（境原小学校）	
須河観測所（須河集会所）	
橋本市役所観測所（橋本市役所）	
嵯峨谷観測所（高野口町第3分団第5分団消防団詰所）	
高野口観測所（高野口地区公民館）	

第2節 被害情報等の収集計画 【市本部、関係部班】

1 基本方針

市及び防災関係機関は、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

また、市本部の関係班長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他、災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

2 情報活動の概要

(1) 市域の状況に関する情報の種類

種類	照会及び入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	消防予防班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	応急対策班
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・ 区・自治会等、国土 交通省	応急対策班、消防警防班
危険箇所の状況	区・自治会他	応急対策班
交通規制等の状況	警察他	応急対策班、消防予防班
上下水道施設の状況	—	水道班、下水道班
その他のライフラインの状況	各施設管理者	情報・運用支援班
公共施設等の状況	各施設管理者	教育避難班

(2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を情報・運用支援班に伝達する。情報・運用支援班は各種情報を整理する。

(3) 情報の伝達

担当班及び情報・運用支援班は、収集・整理した情報を必要に応じて各部各班、防災関係機関並びに関係住民に伝達する。

3 水位に関する情報

(1) 担当

応急対策班は、各河川を巡視警戒するとともに、防災関係機関が設置した量水標の水位情報を把握する。

(2) 水位測定箇所

水防活動上重要な箇所を状況に応じて測定する。

(3) 測定方法

応急対策班は、水位監視システムで水位を確認し記録する。

(4) ダム放流状況の把握

応急対策班は、大滝ダム放流情報（FAX）により放流状況を把握し、必要に応じて、大滝ダム管理事務所に連絡し、放流状況を把握する。

4 水門、堰等に関する情報

応急対策班及び消防警防班は、中小河川等の水門や堰等の状況を巡視し、必要に応じ、各管理者に連絡し、適正な管理をするよう指導する。

5 各災害危険箇所の情報

(1) 担当

応急対策班及び消防警防班は、土砂災害（特別）警戒区域及び周辺の状況を、区・自治会及び自主防災会、消防団など住民組織の代表者等を通じて把握する。

(2) 危険箇所

ア 水防区域

イ 土砂災害（特別）警戒区域

*土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編 P-22 参照】

(3) 把握内容

ア 建造物の状況

イ 法面の状況

ウ 地表水、わき水、漏水、亀裂

エ 竹木等の傾斜

オ 人家等の損壊の状況

カ 住民及び滞在者の数

6 交通情報

(1) 担当

応急対策班、情報・運用支援班及び消防予防班は、市域及び市域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

(2) 照会先

ア 橋本警察署

イ かつらぎ警察署

ウ 伊都振興局建設部

エ 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

オ 西日本旅客鉄道株式会社

カ 南海電気鉄道株式会社

(3) 把握内容

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 混雑
- エ 各管理者の対応状況
- オ その他、必要事項

7 ライフラインの状況

(1) 担当

水道班及び下水道班は、市域の上下水道施設（市管理施設以外）の状況を把握する。市が管理する施設の上下水道は、各施設管理者が施設の状況把握に努め、情報・運用支援班に連絡する。

また、情報・運用支援班は、市域及び市域に影響する範囲の各ライフラインの情報収集に努める。

(2) 照会先

- ア 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所
- イ NTT 西日本株式会社和歌山支店
- ウ 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(3) 把握内容

- ア 事故
- イ 各管理者の対応状況
- ウ その他、必要事項

8 各公共施設等の情報

(1) 担当

教育避難班は、市域における避難予定施設となる公共施設等に対して災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

(2) 連絡先

*拠点避難所【資料編 P-8 参照】

(3) 把握内容

- ア 管理責任者の所在の有無
- イ 施設及び周辺の状況
- ウ 各管理者の対応状況
- エ その他、必要事項

9 被害情報等の収集・伝達の概要

(1) 情報の種類

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時分 ウ 災害発生場所、範囲
被害情報	ア 被害の程度 イ 世帯別被害状況等 ウ 安否不明者等の情報※
応急対策活動に関する情報	ア 住民等の避難状況 イ 避難指示の状況 ウ 防災対策の実施状況 エ 防災関係機関の防災体制 オ その他、必要な事項

※安否不明者等については、氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや 安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

(3) 担当

情報・運用支援班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関するとりまとめ整理を行う。

(4) 情報の収集・伝達

関係班長は、災害発生による市体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、市本部に報告する。

なお、被害情報の収集にあたっては、必要に応じて、無人航空機（ドローン）等を活用し安全かつ速やかに実施する。

市本部及び関係班長は、必要に応じて県や所轄警察署などの防災関係機関に伝達する。なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。市本部長（市長）は、災害発生直後の被害状況について、所轄警察署長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等につき、必要な助言をするものとする。

(5) 国への報告

被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）へ報告するものとし、通信復旧後において県へ報告する。

(6) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

*災害の定義（被害即報基準）【資料編 P-85 参照】

(7) 情報の内容

関係班長は、被害状況等災害に関する情報を概ね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に市本部に報告する。

*災害即報事項例示【資料編 P-88 参照】

(8) 被害の判定

被害状況調査実施にあたっては、「災害の被害認定基準」に従い、正確に調査するとともに、警察その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は報告又は発表前に調整しなければならない。

*災害の被害認定基準【資料編 P-90 参照】

10 被害に関する調査・報告の種別・伝達

市本部及び防災関係機関は、被害を覚知した都度判明したものから順次、有線通信又は無線通信（携帯電話を含む）により、県支部を通じて県本部に即報を伝達する。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等、判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するように努める。

(1) 概況調査 (→発生即報)

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

(2) 被害調査 (→被害即報)

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

関係班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各自治区毎にとりまとめ、調査結果を市本部に報告する。市本部から県支部を通じて県本部に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

(3) 被害確定調査 (→被害確定報告)

市は、災害応急対策が完了した後 20 日以内に県本部を通じて県本部に被害確定報告を行う。本調査は、その後の災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害確定報告として報告する。

ただし、被害報告は状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。情報・運用支援班は対策本部事務局等の協力を得て、応急措置が完了した後、各班からの被害報告に基づき、関係各班と協議の上、とりまとめを行う。

11 被害情報等の伝達系統

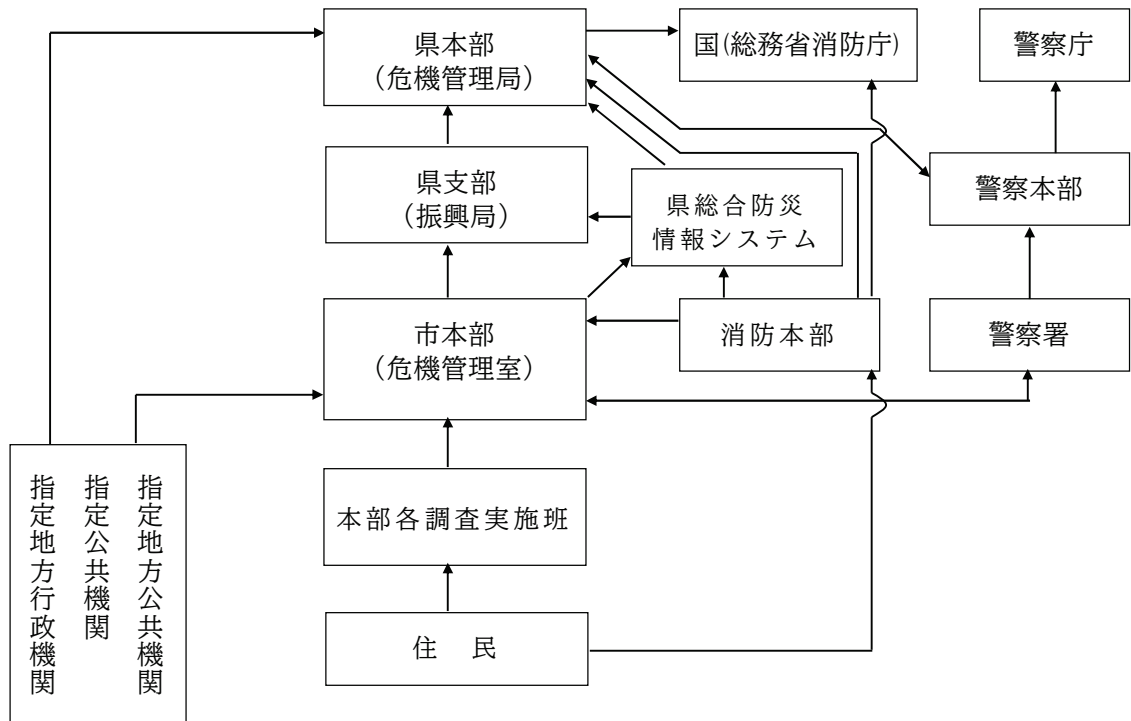
(1) 総括伝達系統

市本部から県本部（危機管理局）へ県の総合防災情報システムでの報告経路を基本とする。

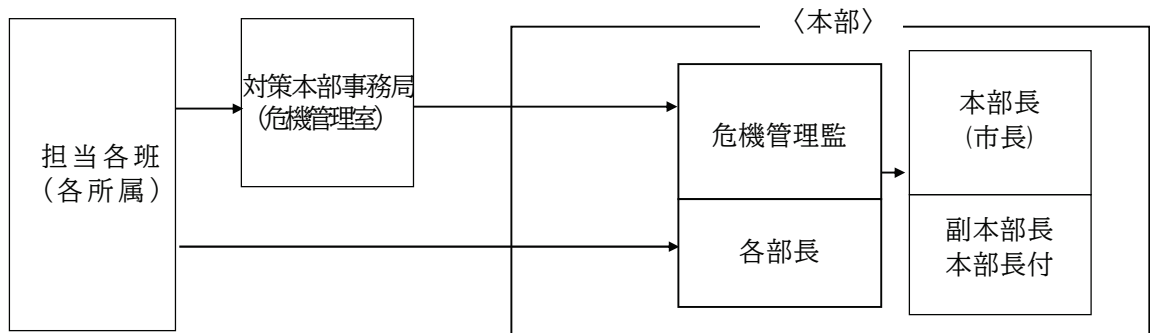
ただし、総合防災情報システムが使用不可能な場合、又は県からの指示があった場合は、県支部（振興局）へ報告する。

また、「消防庁火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には、県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話又は県総合防災情報システムにて、県本部へ報告するものとする。



(2) 市本部内（庁内）の被害報告系統



12 被害に関する調査実施に関する事項

(1) 総括

情報・運用支援班は、被害調査の主体となり、対策本部事務局の協力を得て、調査についての総合的な計画及び調整を行う。

(2) 調査担当班

各班は、次の表に基づき、それぞれ所管の調査事項について調査を実施する。

調査事項	調査主体実施班	協力応援班
住宅等一般被害	調査班	被災者支援班
社会福祉施設被害	福祉保健班	被災者支援班
介護施設被害	被災者支援班	福祉保健班
保育施設被害	被災者支援班	福祉保健班
衛生施設被害	市民生活班	
医療関係被害	福祉保健班	
商工観光関係被害	商工物資班	
農業関係被害	応急対策班	
土木施設被害	応急対策班	
水道施設被害	水道班	
下水道施設被害	下水道班	
教育関係被害	教育避難班	
市有財産被害	財務班	
自治会長・自主防災会長から被害状況聴取	情報・運用支援班	福祉保健班、計画班

(3) 参集途上での被害状況の把握

各職員は、庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに所属長を通じて、市本部に報告する。

(4) 協力要請

被害調査にあたっては、区・自治会・自主防災会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。

(5) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で市においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他部班の応援を求めるほか、県支部を通じて県本部の応援を得て行う。

13 被災者台帳

(1) 家屋の被害調査

調査班は、家屋に被害が及んだ場合は、家屋の被害調査を行う。調査にあたっては、次の点に注意する。

- ア 被害が甚大な場合は、情報・運用支援班に対して必要職種及び人数を報告し、応援を求める。
- イ 調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。
- ウ 大規模非木造家屋や非住家家屋の被害調査については、民間の調査結果の活用を検討する。
- エ 住家被害認定については、できるだけ自己判定方式(「準半壊に至らず(一部損壊)」の場合、申請者が撮影した写真にて判定を行う方式)を採用し、調査の簡素化を図る。

(2) 人的被害の調査

福祉保健班は、市民の身体、生命に被害が及んだ場合は情報を収集する。

(3) 世帯構成員別被害状況報告

情報・運用支援班は、被害調査に基づき「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

(4) 被災者台帳の作成

市民生活班は、市民の身体、生命及び財産に被害が及ぶ災害が発生した場合は、発災時の住民基本台帳情報を基に速やかに「被災者台帳」を作成する。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を導入し、運用を進めている。

*被災者台帳【資料編 P-121 参照】

(5) 被災者台帳への被害情報の登録

調査班は、家屋被害の調査で判明した住家被害の調査結果を速やかに登録する。福祉保健班は、人的被害について収集した情報を速やかに登録する。また、それ以外の班であって、被災者台帳へ登録すべき情報を収集管理する班は速やかに登録する。被災者台帳は、各救助復旧に関する活動及びその実施記録等の基本となるため、その作成にあたっては正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管する。

14 リ災証明書の発行

(1) リ災証明書

調査班は、被災者から申請があったときは遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、発災から1カ月を目途に市民に対して速やかに「リ災証明書」を発行できるように努力する。

なお、災害時に「リ災証明書」の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や「リ災証明書」の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、「リ災証明書」の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な「リ災証明書」の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用し、さらなる運用の充実を図っていく。

*リ災証明書【資料編 P-122 参照】

(2) 協力要請

調査班は、被害確定調査のため応援を必要とする場合は、必要人員（職種及び人数など）を情報・運用支援班へ報告し速やかに応援を求める。情報・運用支援班は、他班の応援では賅えないとなった場合は、和歌山県へ速やかに応援要請を行う。

*協定・覚書【資料編 P-62 参照】

(3) 注意事項

証明書の交付にあたり、重複欠落等のないよう注意する。

15 対応事項

(1) 市本部

ア 災害状況及び応急対策の実施状況を大字単位にとりまとめる。

イ とりまとめた被害状況等を県支部を通じて、県本部に報告するとともに、必要に応じて、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

(2) 調査実施班又は区・自治会・自主防災会

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を市本部に報告する。

16 連絡時の注意事項

(1) 伝達方法

被害情報等の伝達については、市が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第4編第2章第3節「災害通信計画」による。）

(2) 記録

災害状況その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、送受信については、必ず記録を残し、整理保管を行う。

17 調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。
被害確定調査	被害確定報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。

- * 災害の定義（被害即報基準） 【資料編 P-85 参照】
- * 災害即報事項例示 【資料編 P-88 参照】
- * 災害の被害認定基準 【資料編 P-90 参照】
- * 被害発生即報 【資料編 P-92 参照】

第3節 災害通信計画 【市本部、関係部班】

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

2 概要

(1) 災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報など法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制など市域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

(2) 災害時の連絡系統及び連絡先

災害時に橋本市災害通信連絡網により迅速かつ効果的に通信連絡を行う。

なお、被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）への報告に努める。

*情報・通信関係【資料編 P-2 参照】

(3) 災害時のための指定事項

ア 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡にあたる。

イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

3 伝達手段

(1) 通信機器

	有線機器	無線機器
市が保有する通信機器	一般加入電話 庁内（内線）電話 消防直通電話 ファクシミリ インターネット通信	移動系防災無線 防災行政無線 消防無線 和歌山県総合防災情報システム 携帯電話及び衛星携帯電話
その他利用できる通信機器	報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

(2) その他の手段

ア 広報車

イ 口頭伝達

4 有線通信の運用

(1) 一般加入電話の活用

市本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部 直通電話及び内線電話を使用
- イ 各班 相互連絡には所属の内線電話を使用
- ウ 外部 代表電話又は所属の直通電話を使用（やむを得ない場合は、直接本部へ連絡する。）

(2) 市民からの連絡

市民等からの連絡に対応するため、被災者支援班員を当直室に配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）かを判断し、原則として通報の場合は内容による伝達先・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

(3) その他の連絡手段

- ア インターネットの活用
橋本市ホームページの活用を図る。
- イ 和歌山県総合防災情報システム
地域衛星通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

5 無線通信の運用

(1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
市の各部	<ul style="list-style-type: none"> ア 携帯電話、衛星携帯電話の活用 イ 消防無線の活用 ウ 防災無線の活用 エ アマチュア無線に協力の要請 オ 必要に応じて、伝令員を派遣（徒歩・自転車・バイク・自動車）

(2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難など緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

(3) 無線通信の種類と取扱順位

<種類>

- ・緊急通信：災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信
- ・一般通信：緊急通信以外の通信
- ・一斉通信：複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
- ・個別通信：2局間で個別に行う通信

<取扱い順位>

- 1番 緊急・一斉通信
- 2番 緊急・個別通信
- 3番 一般・一斉通信
- 4番 一般・個別通信

(4) 無線機器の運用

ア 消防無線

消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防団は、消火、救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、各消防本部の消防通信規程に基づき消防無線を運用する。

イ 防災行政無線網

防災行政無線送信局（谷奥深送信局）と戸別受信機に対して、一斉通信を行う。

ウ 防災無線

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機を活用する。

エ 衛星携帯電話

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機の電波が届かない場合に活用する。

オ 和歌山県総合防災情報システム

地域通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

6 通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合、市は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を国、県及び電気通信事業者と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

第4節 災害広報計画 【広報班、関係部班】

1 基本方針

市は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民及び報道機関等に広報する。なお、インターネット等の活用を図るものとする。

2 広報活動の概要

(1) 広報担当

広報班が、広報活動を実施し、災害関連情報の受発信を一元化する。

(2) 作業分担

ア 勤務時間外での災害発生初期の活動内容

情報・運用支援班	(ア) 被害情報の収集、整理を行い、逐次、広報班に伝達する。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県本部（県支部）広報班や警察との連絡調整を行う。 (ウ) 報道機関への情報の提供

イ 勤務時間内及び市本部体制が確立したのち

各部各班	(ア) 刻々の情報を本部に報告するとともに、災害記録、写真、広報資料などを積極的に速やかに提出する。
情報・運用支援班	(ア) 対策本部事務局等と緊密な連絡をとるとともに、各部とも効率的な連絡を行う。 (イ) 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 (ウ) 中央諸官庁に対して直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項などの広報を行う。 (エ) 特に、災害写真の撮影、収集などに努める。

(3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため、事前に市本部・県・防災関係機関等と調整・確認を行う。

(4) 広報内容（例示）

ア 気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

- (ア) 気象予警報等の内容
- (イ) 雨量、水位等の状況
- (ウ) 予想される災害の種類と場所
- (エ) 災害に対する警戒の呼び掛け
- (オ) 事前避難の必要な地区、避難施設及び避難方向の指示

- (カ) 避難途中の注意点
- (キ) その他、必要な情報
- イ 災害発生後の事項
 - (ア) 災害の種別（名称）
 - (イ) 発生年月日
 - (ウ) 災害発生場所
 - (エ) 被害状況
 - (オ) 災害救助法適用の有無
 - (カ) 市や関係機関の防災体制
 - (キ) 市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
 - (ク) 市民に対する注意・協力要請
 - (ケ) 高齢者等避難、避難の指示、緊急安全確保
 - (コ) 避難の必要がなくなった旨
 - (サ) その他、必要な情報

(5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に、適切な表現に努める。

- ア 内容は正確か？
- イ 簡潔か？
- ウ アクセント、めりはりはついているか？
- エ 要素は抜けていないか？
- オ 分りやすいか？
- カ 気配りをしているか？

* 広報文例【資料編 P-109 参照】

3 市民への広報

(1) 広報手段別の広報活動

- ア テレビ、ラジオ等の報道機関の利用
テレビ、ラジオによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため、報道機関に要請する。
ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限があることに留意する。
- イ 戸別受信機による広報
災害時の情報連絡に優れている戸別受信機を有効に活用する。
また、情報伝達手段の多様化に資するよう、防災はしもとメール、公式 LINE、SNS、FM はしもとからのラジオ放送などの有効活用に努める。
- ウ 広報車等による広報
市域全般、特に災害が切迫した地域への広報には、広報車による広報を行う。
ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や、広報車以外の広報手段との併用などを心掛ける。
- エ 住民組織を通じた伝達
電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて、自治会長、自主防災会会長等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

オ 広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

文字情報としての広報紙、チラシ、ポスター等による広報は、被災者にとって重要な情報入手手段であり、緊急情報も含めて、可能な限り広報紙、チラシ等を作成し、配布・掲示を行う。

特に、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に災害時広報紙を発行する。掲示については、市役所や公共機関等だけでなく、避難施設や街頭など周知のしやすい場所を選び随所に掲示する。

カ インターネット等の活用

橋本市ホームページからインターネットを介して広報を行うほか、橋本市公式LINE若しくはSNSを活用する。

キ 防災メール及び緊急速報メールの活用

防災メールは、登録者に対して緊急情報等を配信し、緊急速報メールは橋本市区域内の携帯電話等を所有する人に緊急情報等を配信する。

ク その他

アマチュア無線局の協力を求め、広報を行う。

(2) 避難者への広報

避難所責任者は、避難所運営委員と協力して、避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況、復旧の見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

また、本市のコミュニティFMであるFMはしもとの協力を得て、ラジオ放送からも広報を行う。

(3) 浸水区域・警戒区域等内の要配慮者が利用する施設に対する情報の伝達

災害の発生又は発生するおそれがある浸水区域・警戒区域等内の高齢者・心身障がい者・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報を伝達する。

(4) 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、県に要請の上、テレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、メールやLINE、広報紙等による広報を行う。

視覚障がい者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障がい者支援団体やボランティア団体との連携を行い、その団体への情報提供を通じての広報を行う。

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を多言語でも表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

(5) 市民等からの問い合わせ

一般市民等からの問い合わせには、丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等の把握に努める。

(6) 市民の要望等の把握

災害時における市民の要望を速やかに把握することに努める。

4 帰宅困難者への情報提供

市及び交通事業者等は、避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、様々な手段で情報提供を行う。

5 報道機関への情報提供

(1) 提供内容

災害に関する情報及び収集した諸情報については、内容をとりまとめ、各報道機関に提供する。また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、広報班長が災害に関する情報を発表する。なお、被害が甚大な場合は、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し、広報班長が情報を提供する。

(3) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。ただし、県・市と通信途絶等特別の事情がある場合は、市から直接放送局に対し、要請できるものとする。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難の指示等

イ 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等

エ その他、市本部が特に必要と認める事項

* 緊急警報放送の放送要請書【資料編 P-99 参照】

(4) 安否不明者等に関する情報提供

市は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

6 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
橋本警察署 かつらぎ警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行なう。

日本放送協会和歌山放送局 和歌山放送（株） テレビ和歌山（株） FM はしもと（株）	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
NTT 西日本（株）等	広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）橋本駅 南海電気鉄道（株）橋本駅	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において、市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

7 防災行政無線の応急対策

無線通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市本部と県本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と県及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- ア 要員の確保
- イ 予備電源用燃料の確保
- ウ 機器動作状態の監視の強化
- エ 防災相互通信用無線機の配置
- オ 局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア 防災相互通信用無線機による臨時通信回線の設定
- イ 職員による仮復旧の実施

8 放送施設の応急対策

日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、FM はしもと株式会社等の各事業者は、県と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づいて速やかに要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。なお、FM はしもと株式会社は、市と締結している「災害時における放送要請等に関する協定書」に基づいて速やかに市から要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。

第5節 生活関連総合相談計画

【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】

1 基本方針

被災者支援班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。
関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力する。

2 相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- ア 行方不明者の搜索
- イ 応急生活の知識
- ウ 被災住宅の修理、斡旋
- エ 生業資金の斡旋、融資
- オ り災証明書の発行

3 相談所の開設方法

- (1) 開設の決定
市本部（被災者支援班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。
- (2) 場所
原則として、市庁舎内のほか拠点避難所が開設された場合は、拠点避難所内とする。
- (3) 時期
災害発生による避難が概ね終了した後、なるべく早期に開設する。
- (4) 広報
相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

4 総合相談窓口との連携

県が総合相談窓口を設置した場合、市は、当該総合相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

第3章 消防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 出火行為者等

出火行為者、火元関係者又は火災発見者等が火災を発見した場合には、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を通報する。

(2) 市、消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部、伊都消防組合消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、大規模な火災が発生した場合は、火災・災害時等即報要領により、第一報を県に対して、可能な限り早く分かる範囲で報告する。(直接即報基準に該当する火災、災害が発生した場合は、県に加え消防庁に報告する。)

(3) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 消防吏員及び消防団員の非常招集

管内に非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合、消防吏員に対して消防長は非常招集又は自宅待機を発令する。消防団員に対しては、消防団長が非常招集又は自宅待機を発令する。

(1) 招集の区分

活動規程に基づく。

(2) 発令の基準

発令の基準は、警防規程に基づく。状況によって、消防長及び消防団長が事態に応じた発令を行うものとする。

(3) 参集場所

ア 消防吏員

原則として、各所属へ参集するものとする。ただし、指示のある場合又は任務があらかじめ定められている者は、所定の署所へ参集する。

イ 消防団員

団長、副団長は、消防本部に参集し、分団長及びその他の団員については、それぞれの消防団詰所へ参集する。

3 出場体制

警防規程に基づく。

4 活動体制

(1) 通常時火災

火災第2出場までの体制で、対応可能な火災とする。

ア 防御方針

通常火災時における防御方針は、人命救助を最優先とし、延焼阻止を第一に考えつつ水損防止にも十分配慮した防御体制を整え、出火建物の消火にあたることを基本とする。

イ 出動

警防規程に基づく。

(2) 非常時火災

前(1)「通常時火災」以外の火災とする。

ア 防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力が、これに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに、重要地区に消防力を結集し、防御にあたるものとする。

イ 現場指揮本部の任務

現場指揮本部の最高指揮者から指定された各指揮者及び担当者の任務は、「警防規程」のとおりとする。

5 住民による自主的消防活動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

(1) 出火の防止

災害発生時においては、生命・身体の安全の確保の後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカー切断等の出火防止活動を行い、できうる限り、火災発生の防止に努める。

(2) 初動的消火活動

災害発生時、住民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から、自主防災会において訓練を行うほか、各家庭において消火器具等の設置に努める。

6 応援要請

(1) 隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

ア 方法

各協定書の定めるところによる。

イ 情報提供

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害種別
- (エ) 災害の状況（現況、拡大の予測）
- (オ) 応援要請状況（隣接応援等）
- (カ) 人的、物的被害の状況
- (キ) 担当連絡責任者
- (ク) その他、必要事項

(2) 県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」及び「和歌山県下消防広域基本計画」により相互応援を行う。

ア 和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- (ア) 災害の発生場所及び概要
- (イ) 必要とする人員、車両及び資機材
- (ウ) 集結場所、活動内容
- (エ) 連絡担当者

(3) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第44条）

ア 市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして県支部を通じ県本部に要請する。

- (ア) 火災の状況及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市への進入経路及び集結（待機）場所

イ 緊急消防援助隊等他府県の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

- (ア) 応援消防隊への地理情報の提供
- (イ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- (ウ) 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (エ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

7 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」を参照。

8 住民の避難

(1) 避難の指示等と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の指示等の発令を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難指示等の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

10 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第4章 水防計画 【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

具体的な水防活動については、橋本市水防計画書に沿って行う。

2 水防の組織

本市においては、消防本部をもって水防事務を処理する。水防活動のため、必要あるときは、橋本市地域防災計画による災害対策本部の各部を動員する。

3 警防本部の設置

消防長は、災害の状況により必要と認めた場合は、警防本部を消防本部に設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に編入する。

4 河川管理施設等の応急対策

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

風水害による二次災害を防止するため、市本部は、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設において、次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び資機材等の輸送体制の確立
- イ 河川管理施設及び砂防施設、特に、工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門若しくは樋門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資機材及び設備の確保
- オ 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

第5章 被災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画 【財務班、福祉保健班】

1 基本方針

県知事（県本部長）は、災害救助法の適用に基づき災害救助活動を行う（避難所の運営支援、食糧・物資の供給、医療等を含む救助活動は、県が主体となって実施し、市はこれを補助する）。ただし、市本部長（市長）は、事態が急迫し、県知事（県本部長）による救助活動を待つ余裕のない場合は、県知事（県本部長）に代わって救助活動を実施する。また、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急救助を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害が発生するおそれがある段階における救助法による救助は、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

災害が発生した場合の災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び和歌山県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本市における具体的運用基準は、概ね次のとおりである。

- ア 本市の区域内で80世帯以上の住宅が滅失したとき。
- イ 県の区域内の住宅滅失世帯数が1,000世帯以上で、本市域内の40世帯以上の住宅が滅失したとき。
- ウ 県の区域内の住宅滅失世帯数が5,000世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）
- オ 多数の者が生命若しくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
（例）山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住宅に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

3 災害救助法との関係

- ア 市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- イ 市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれにあたる。
- ウ 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

4 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

(1) 住宅の滅失等の認定

*災害の被害認定基準【資料編 P-90 参照】

(2) 住宅の滅失等の算定

ア 全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住宅が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

5 災害救助法の適用手続

(1) 通常の場合

市本部長（市長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を振興局（県支部）を経由し、県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の要因

ウ 被害の状況

エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

(2) 緊急の場合

市長（市本部長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに振興局（県支部）を経由して、県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

6 災害救助法による救助の種類

(1) 救助の種類

市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりである。
なお、災害救助法に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県知事（県本部長）に申請する。

【救助の種類】

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難所	発生から7日以内	市本部
応急仮設住宅の供与	発生から着工は20日以内 供与期間は2年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品 給与	発生から7日以内	市本部
飲料水の供給	発生から7日以内	市本部
被服、寝具その他生活必需品 の給与又は貸与	発生から10日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療及び助産	発生から医療14日以内 助産7日以内	医療救護班出動要請＝県本部 その他＝市本部
被災者の救出	発生から3日以内	市本部
福祉サービス	発生から7日以内	市本部
住宅の応急修理	発生から1箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から教科書1箇月以内 文房具15日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
火葬援助	発生から10日以内	市本部
遺体の搜索	発生から10日以内	市本部
遺体の処理	発生から10日以内	市本部
障害物の除去	発生から10日以内	市本部

(2) 市長への委任

県知事（県本部長）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、県知事（県本部長）の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市本部長（市長）に委任することができる。

なお、委任されない事務については、市本部長（市長）は県知事（県本部長）の行う救助を補助する。

7 救助の実施状況の記録及び報告

福祉保健班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県支部を通じて県本部（救助班）に報告する。

*救助日報【資料編 P-77 参照】

8 「救助の程度、方法及び期間」の早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は、次のとおりである。

同法に基づく救助活動にあたっては、これらの基準に配慮して実施する。

*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表【資料編 P-71 参照】

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画 【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

1 資金の種別

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

2 支給の要領等

(1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

オ ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ、住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(中規模半壊は、加算支援金のみ)
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((2) アに該当)	解体 ((2) イに該当)	長期避難 ((2) ウに該当)	大規模半壊 ((2) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
	100万円	50万円	25万円

※下段は、中規模半壊の場合の支給額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

(4) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 橋本市

イ 申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等

ウ 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

3 その他の被災者支援の仕組みの構築

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3節 避難計画

【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】

1 基本方針

市本部は、災害のために被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護に努める。発令にあたり、必要に応じて県の他、気象防災アドバイザー（和歌山地方気象台）等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

特に避難の伝達方法については、発令時の状況や対象地区及び避難行動要支援者に十分配慮する。

2 発令及び発令基準

(1) 避難情報等の発令及び発令基準等

ア 市本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者等に対し、「橋本市避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、緊急を要すると認める時は避難のための立ち退きを指示する。

イ 「指示」は災害が発生するおそれの高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生するまでに全員避難を指示する。

ウ 災害が発生し、又は直後に発生しようとする場合において、避難のために立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示する。

エ 発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ国の機関や県に助言を求めることができる。

オ 避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは速やかにその旨を知事に報告する。

カ 災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 避難の種類と発令の意図

ア 高齢者等避難

土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある状況から避難に時間を要する避難行動要支援者等の避難を開始させる。通常の避難行動ができるものに避難準備や自主避難を開始させる。

イ 避難指示

土砂崩れ等の災害が発生する恐れが高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生する前までに全員避難を開始・完了させる。

ウ 緊急安全確保

災害が発生又は切迫し、指定避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況においては、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、身の安全を確保する行動に行動変容するよう促す。

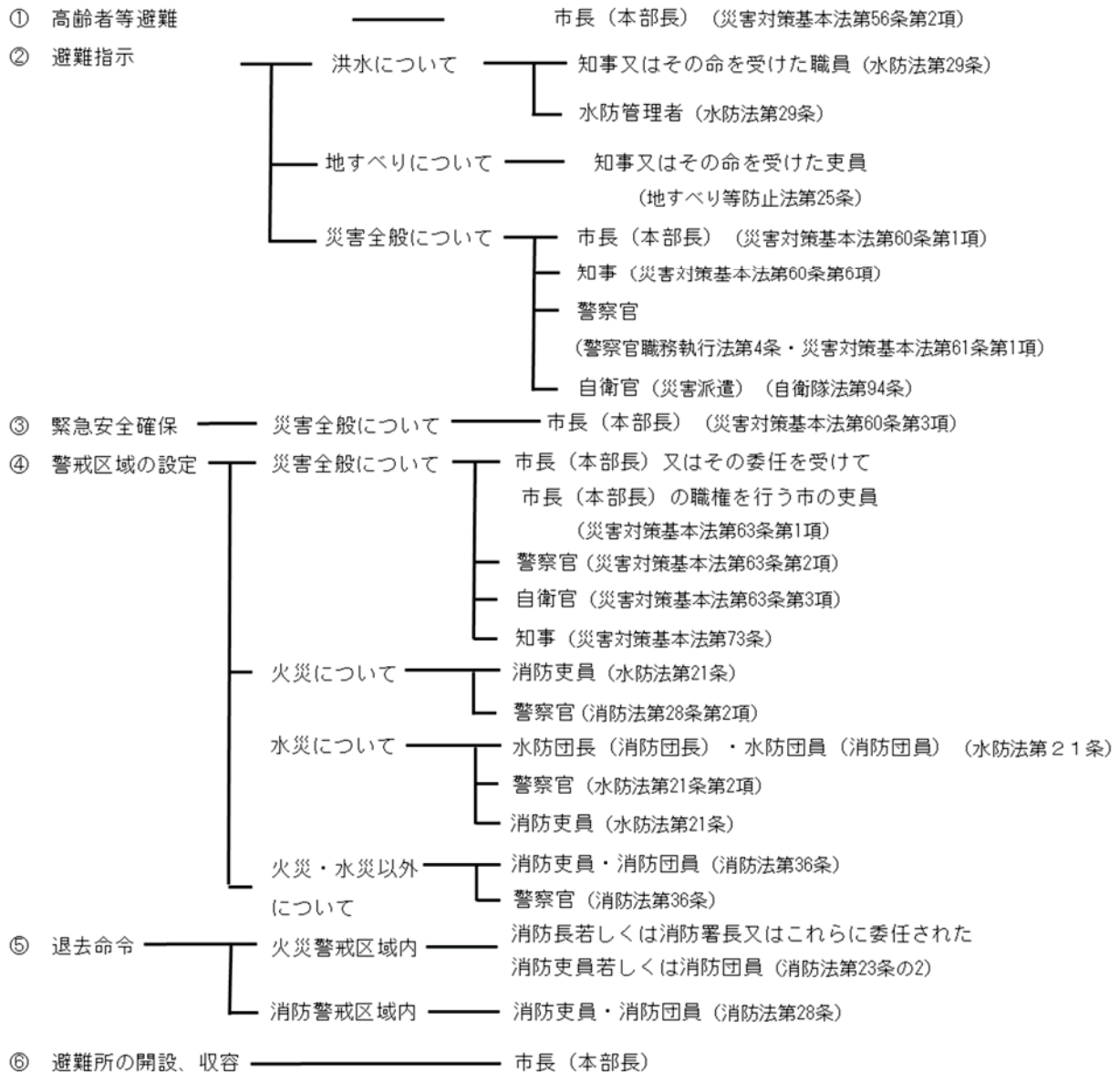
(3) 避難情報等の発令の目安

洪水及び土砂災害等からの避難情報等の発令の目安は、「橋本市避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、気象情報、日中・夜間などを総合的に判断し、発令を行う。

(4) 実施責任者

避難のための避難情報等の発令、避難所の開設及び避難者への収容保護指示ができる権限者は次のとおりである。

【避難指示の基準】



3 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ避難行動要支援者等を避難させる。事前避難の場合は、自主的な判断、又は避難情報等により避難場所等に避難する。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

(3) 避難

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難場所等に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

(4) 避難情報の伝達方法・伝達事項

避難情報の伝達方法は原則として次のとおりとし、場合に応じて第4編第2章第4節「災害広報計画」による。

ア 伝達方法

- (ア) 放送による伝達
- (イ) 広報車による放送
- (ウ) 伝達員による伝達
- (エ) SNS、エリアメール等による伝達

イ 避難時の伝達事項

- (ア) 避難の理由
- (イ) 避難情報の対象地域
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難行動における注意事項

(5) 避難行動における注意事項

- ア 避難に際し、電源ブレーカーの遮断、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。
- イ 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、プロパンガス等の保安措置を講ずる。
- ウ 現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。
状況に応じ、避難者に少なくとも3日分程度の食糧、水、タオル、照明具及び最小限の着替えを携行させる。
- エ なるべく氏名票を携行させる。
- オ 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。
- カ 隣人（家）への伝達

(6) 避難者の確認、救出

避難に際しては、警察官並びに消防吏員・消防団員等とも密接な連絡をとって行うものとし、避難の指示を発した地域に対しパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。

(7) 避難誘導

避難誘導は、市職員、警察官、消防吏員・消防団員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区・自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行う。

(8) 要配慮者の避難

市本部は、区・自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学生を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難情報を伝達することにより確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

4 避難所

(1) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難情報等が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水（破壊消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

(2) 避難所の開設及び閉鎖

指定避難所の開設及び収容並びに被災者の保護は、基本的に市の責務であるため、災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な指定避難所を開設し収容する。

ア 危険区域と避難立ち退き先の指定

市はそれぞれの地区の実情、震災の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

イ 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人数が次第に減少するときは、市は避難所を随時整備縮小し、その都度その旨を県に報告しなければならない。なお、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、県伊都支部を經由して県本部に開設期間の延長を要請し、県が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、期間を定めることができる。申請にあたっては以下の項目を明示する。

- (ア) 実施期間内により難い理由
- (イ) 必要とする救助の実施期間
- (ウ) 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- (エ) その他

ウ 避難所の閉鎖

災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定する。市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 避難所の設置報告及び収容法状況報告

市は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況を県に報告する。

- ア 避難所名、場所、開設日時（指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を含む）
- イ 箇所数及び避難所別収容人数
- ウ 開設期間の見込み

(4) 避難所の開設状況の周知

市は避難所の開設状況等をウェブサイト等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

(5) 避難所の管理運営

地域住民が、避難所運営に関わることが円滑な避難所運営上不可欠である。そのため、避難所運営委員会を立ち上げ、組織は自主防災会等地域住民の代表者・避難者・施設管理者及び市避難所従事職員で構成し運営する。なお、マニュアルの習熟、訓練等を通じて、拠点避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

また、市及び各拠点避難所の運営者は、拠点避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

避難所の開設・運営の手順等の詳細については、「拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所）」によるものとする。

- ア 避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について搬送などの措置をとる。
- イ 避難所の管理責任者には男女両方を配置する。
- ウ 施設の職員、警察、区・自治会、自主防災会、避難者等の協力を得て、防犯パトロールの実施など避難所機能の自治的な維持と安全管理に努める。
- エ 収容者に対し、避難指示等の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。
- オ 名簿等を参考に避難者の実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。
- カ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。
- キ 平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中（自宅療養）の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努める。
- ク 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

- ケ 収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や心身障がい者等要配慮者のニーズには配慮する。
- コ 要配慮者に対し、次の措置を行う。
- (ア) 担当職員、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。
 - (イ) 避難者の障害や身体状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へ速やかに搬送する。
 - (ウ) 避難者の障害や身体状況に応じたホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣要請をする。
 - (エ) 高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等（食物アレルギー等を含む）に配慮した食糧や衛生用品等を供給する。
 - (オ) 要配慮者に配慮したスペースを提供する。
 - (カ) 聴覚障がい者や外国人等、言葉でのコミュニケーションが苦手な方との意思疎通や情報取得を支援するため、イラスト等を指差してコミュニケーションを図る「コミュニケーション支援ボード」を活用する。
 - (キ) 避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。
- サ 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。なお、必要に応じて、キッチンカー、トレーラーハウス等、食事・洗濯・入浴サービス等の生活支援に有効な災害対応車両の登録・データベース化を検討する（災害対応車両登録制度を活用）。
- シ 避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止等の観点から必要に応じて、プライバシーの確保に配慮する。また、男女別のトイレ、更衣室を用意し、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点に配慮する。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。
- ス 女性向け物資の配布は、女性が担当する等配慮する。
- セ 学校の体育館に収容しきれない場合は、空教室の利用、トイレの使用など、その状況に応じて、避難所関係者が協議の上、方針を決定するものとする。
- ソ 家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れられるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。
- タ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。なお、避難所運営にあたって NPO、ボランティア団体等の支援を求める場合は、必要に応じて「被災者援護協力団体登録制度」を活用する。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(6) 避難所以外の避難者に対する対応

適宜、県などの関係機関と連携し、避難所以外で生活する避難者に対し、以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置するなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- イ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ウ やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- エ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- オ 高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するため、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するなど、福祉サービスの提供に努める。

(7) 広域避難・広域一時滞在

ア 県内における広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。

なお、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求めることができる。

イ 県外への広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ 避難者に対する情報提供

市は適宜県と連携し、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

エ 受入先の市町村との情報共有

市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(8) 福祉避難所

避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、必要に応じて福祉避難所を開設し受け入れを実施する。福祉避難所は原則として社会福祉施設とし、既存施設での対応が難しい場合には、公的施設や民間の福祉関連施設などの活用可能性を調査し、施設管理者と協議の上で開設を行う。

また、福祉避難所が適正に運用されるよう、受け入れ対象者を特定し、事前に公示することで避難者が誤って避難することを防止する。

(9) その他必要とする事項

収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し、一定時間毎に次の事項を報告する。

- ア 拠点避難所状況報告書 【資料編 P-120 参照】
- イ 応急食糧関係（申請書） 【資料編 P-83 参照】
- ウ 被災者台帳 【資料編 P-121 参照】

(10) 学校施設に避難収容者を受け入れたときの対策

学校施設を避難場所として使用する場合は、以下のとおり避難者を受け入れる。なお、あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受け入れ可能な体制を構築する。

- ア 臨時応急避難の場合
学校長及び職員は、市本部の指示によりできる限りの協力を行う。
- イ 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合
学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し必要な措置をとる。

5 病院施設の避難対策

(1) 実施責任

病院の管理者又は病院長（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師、その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した天幕その他安全な場所に誘導する。

(2) 避難指示等の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

(3) 搬送方法

- ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防等防災機関の協力を得て患者の搬送を行う。
- イ 院外への患者の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。
- ウ 秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。
- エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(4) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

6 社会福祉施設の避難対策

(1) 実施責任

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう、あらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防等防災機関の協力のもとに搬送を行う。

(3) 入所者の相互受け入れ

市本部は、県本部の指示により、県支部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

(4) 要配慮者の受け入れ

教育避難班が、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、福祉保健班の指示のもと避難所等から社会福祉施設等への搬送を支援する。また、福祉保健班は県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(5) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施する。また、地域の自主防災会、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化を図るとともに、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

(6) 社会福祉施設の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、市本部は、県支部と連携し、被災状況を把握する。保育園等通所施設については、市本部が、その被災状況について把握し、県支部へ報告を行う。なお、把握する被災状況は、次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設・設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入可能人数
- エ ライフライン・食糧等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

7 興行場、事業所等の避難対策

(1) 実施責任

興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

(2) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(3) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

8 駅等の避難対策

(1) 実施責任

- ア 駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。
- イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに市本部長、所轄警察署長に連絡し、その指示に従って避難場所に誘導する。

9 土砂災害警戒区域等の避難対策

(1) 実施責任

- ア 応急対策班は、土砂災害警戒区域等で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の住民に対し、立ち退き又はその準備を行うよう指示する（福祉避難班は、要配慮者に対して指示する）。
- イ 消防警防班、消防署班及び消防団班は、主として避難誘導及び救助を行う。

(2) 対象地域

土砂災害（特別）警戒区域

(3) 警戒避難の基準

過去の災害事例から、停電、機器の故障等最悪な条件下においても、次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにも関わらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
- エ 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- オ 溪流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

第4節 食糧供給計画

【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】

1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも3日～1週間分に相当する量の食糧を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね3日分に相当する量の食糧を確保する体制整備に努める。そのため、市は、保存食糧の公的備蓄、流通備蓄等あらかじめ必要な措置をとるものとする。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な食糧の備蓄に努める。

災害発生後は、必要に応じて食糧供給対策を確立し、備蓄食糧及び炊き出し等による食糧の供給を速やかに実施する。その際、高齢者や心身障がい者、乳幼児等の要配慮者には十分な配慮を行う。

2 食糧供給対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住宅の半壊等により炊事ができなくなった者
- ウ 災害地における対策作業等に従事する者が必要であると認める場合
- エ 通常の流通機関が一時的に麻痺し、食糧が入手できない者等

3 備蓄食糧の種類・量

市は、備蓄食糧の確保に努めており、災害発生時には迅速かつ適正に備蓄食糧を供給する。なお、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、調理の不要な食品を中心に備蓄するものとする。

*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-13 参照】

4 食糧の確保

各家庭における備蓄並びに市他の公的備蓄及び流通在庫方式により食糧を確保する。

(1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- イ 乳幼児には粉ミルク、牛乳、お茶
- ウ 産業給食（弁当）

(2) 米穀の確保

ア 災害救助法の適用を受けない場合

被災者支援班は「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」により県支部を通じ県本部に申請するとともに、県本部の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

*応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式1号）

【資料編 P-83 参照】

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アによる供給が不可能な場合は、震災発生状況又は給食を必要とする事業及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を知事に申請し調達する。ただし、やむを得ない場合により市が、農林水産省農産局長に直接申請した場合は、必ず知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(3) 乾パン及び乾燥米飯

被災者支援班は、災害応急用乾パン及び乾燥米飯の配給を前記(2)イに準じて県支部を通じ県本部に申請し、乾パン及び乾燥米飯の引渡を受ける。

(4) その他の食糧品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食糧品(米・乾パン・乾燥米飯も含む。)については、災害時における物品の供給協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県支部を通じ県本部に調達斡旋を要請する。

(5) 食糧の輸送

ア 輸送体制

第4編第16章第2節「輸送計画」を参照。

イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

(6) 食糧の集積

被災者支援班のみでは対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

5 食糧の供給方法

(1) 食糧の供給

被災者支援班は、次の方法で物資の供給等を行う。

ア 避難所での供給

調達した食糧は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ 住宅の半壊等により炊事ができない者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

(2) 要配慮者への配慮

食糧の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

(3) 県、国との連携

市は、国、県と連携し、食糧の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への食糧支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

6 炊き出しの方法

(1) 要員の確保

教育避難班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、他班の要員を充てるが、必要に応じて、対策本部事務局と協議の上、避難者及び関係団体等（橋本市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として公民館等とする。なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等、近くの適当な施設を利用する。

(3) 炊き出し上の留意事項

- ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
- イ 責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。
- ウ 災害の状況により、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。
- エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
- オ 心身障がい者、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、第4編第5章第1節「災害救助法の適用計画」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。

- ア 金銭による支給は行わない。
- イ 副食及び燃料については、品目、数量とも特に制限はない。
- ウ 雑費は、品目の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 【資料編 P-71 参照】

(5) 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に、次の事項に留意する。

- ア 炊き出しの施設は、できる限り公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。
- イ 炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。
- ウ 供給人員に対して必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。
- エ 炊き出しの場所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備の確保に努める。

- オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- カ 使用原材料の仕入れ及び保管には十分注意する。

(6) 応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、概ね、次のとおりである。

【給食を実施するにあたっての基本事項】

配給対象	配給 限度数量	取扱者	承認機関	備考
ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長	知事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
イ 被災により販売業者が通常の配給を行うことができないためこれに代わって販売をする場合	1日当たり 精米 400g	市町村長	知事	
ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g	作業実施 責任機関	知事	
エ 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 精米 200g	市町村長 と災害発生 機関とが協議	知事	
(配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって乾パンとする。)				

【乾パンの応急給食にあたっての基本事項】

乾パンの規格	食糧部乾パン 1袋 100g (1食分)
--------	----------------------

7 応援要請

市本部は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、応援の必要を認めるときは、その不足分を県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定に基づき、関係市に供給要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

(1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

(2) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（延べ人員数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

* 災害時等における防災資機材の提供に関する協定書（株式会社ジーアイビー）

【資料編 P-66 参照】

第5節 給水計画 【危機管理室、水道班】

1 基本方針

市本部は、災害発生後速やかに応急給水体制を確立し、飲料水・生活水の確保が困難となった地域に給水場所を設置して応急給水を行う。その際には、病院など人命救助の観点から、緊急性が高い医療機関等への給水を優先するものとする。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、県本部、日本水道協会関西地方支部等に応援を要請する。

なお、平常時より各家庭において少なくとも3日分に相当する量の飲料水を確保することを基本とするが、市においては、配水池等の活用を図り、住民1人1日あたり約3リットルを目標とした飲料水の供給を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

2 給水対象者

災害により飲料水及び生活水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

3 給水体制

応急給水を実施するため、本市の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

4 飲料水の確保

(1) 水源

災害時の飲料水の水源は、橋本市上水道事業施設等を水源とする。

(2) 飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉保健班と協議し、飲用指導を実施する。

なお、実施に際しては、橋本保健所の指導を仰ぐものとする。

(3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、給水ポリ容器、ろ水機、運搬車等を確保、調達する。

（給水用資機材、給水用タンクの備蓄状況は、第2編第21章第3節「救助物資等備蓄計画」を参照）

5 給水の方法

(1) 給水方式

ア 拠点による給水

拠点避難所、一時避難場所又は公園等の指定する場所で、給水車等により給水する。

イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

エ 応急給水所による給水

給水設備により給水する。

(2) 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

(3) 給水量

1人1日3リットルを目標とする。

(4) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・給水時間帯等を指定した給水広報を行う。

6 応援要請

市本部のみで応急給水活動ができない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、日本水道協会関西地方支部、日本水道協会に応援を要請し、協力を得て実施する。

第6節 物資供給計画 【被災者支援班、経済推進部】

1 基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも3日分に相当する量の必要物資を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね1日に相当する量の必要物資を確保する体制整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な物資の備蓄に努める。

災害発生時には、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、被災者に対して生活必需品を給与又は貸与することにより生活の安定を図る。

2 供給対象者

- ア 住宅が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう）並びに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- ウ 通常の流通機関が一時的に麻痺し、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手できない者

3 供給範囲（物資の種類）

物資の供給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする）を現物により行い、災害救助法が適用された場合のその基準額は、県計画による。

【給与又は貸与の対象品目】

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ティッシュペーパー、洗面用具、セッケン、レジャーシート等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電灯等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（注）その他、季節に応じた品目を考慮する。

4 備蓄物資の種類・量

市は、必要物資の確保に努め、災害発生時には、迅速かつ適正に備蓄物資を供給する。

*災害対策用備蓄品一覧表 【資料編 P-13 参照】

5 物資の確保

(1) 物資の調達

被災者支援班は、公的備蓄の供給及び協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。

なお、市本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県支部を通じ県本部に備蓄物資の払い出しや斡旋の要請を行う。

(2) 物資の輸送

ア 輸送体制

第4編第16章第2節「輸送計画」を参照。

イ 調達業者による直送

指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

(3) 集積

商工物資班のみで対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

6 物資の供給方法

(1) 被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給

ア 避難所での供給

調達した物資は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ 住宅の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

(2) 被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給

被災者支援班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。

ア 物資の割当方法

(ア) 被害状況の報告

情報・運用支援班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県支部へ提出する。

(イ) 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。

(ウ) 割当基準

物資調達・輸送調整等支援システムなどにより調達した物資を、世帯別に割当てる。

(エ) 注意事項

- a 割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。
- b 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定された者を除く。
- c 世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。
- d 災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえで割当てする。
- e 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。

(3) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、被災者支援班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

(4) 県、国との連携

市は、県、国と連携し、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への物資支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

7 応援要請

市本部は、応援の必要を認めるときは、県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定市町に要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

(1) 物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

第7節 住宅・宅地等対策計画

【福祉保健班、被災者支援班、計画班、関係部班】

1 基本方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、応急仮設住宅の建設及び供与にあたっては、高齢者や心身障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

また、住宅は生活の基盤となるものであり、住民においても、自ら被災した住宅等の復旧に努めるものとする。

2 応急危険度判定調査の方針

災害発生時には、被災家屋等による二次災害の防止を目的に、速やかに家屋等の被害状況及び被災家屋等の二次災害に対する危険度を把握するものとする。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

(2) 被災宅地応急危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

(3) 応援要請

被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地応急危険度判定調査を行う場合は、和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会制定の「判定士緊急時連絡マニュアル」により、必要に応じ、県に対して応援要請を行う。

3 社会福祉施設への収容

市は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなった者のうち、必要に応じ、要配慮者等を社会福祉施設に収容する。

4 住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

- ア 住宅が半失（半焼又は半壊）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- イ 自らの資力では応急修理ができない世帯

(2) 応急修理の内容、修理費用の限度及び期間等

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 【資料編 P-71 参照】

(3) 記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅応急修理のための契約書
- ウ 支払証拠書類

(4) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、当該救助を知事から委任を受けた場合は、市において実施する。

5 賃貸型応急仮設住宅の供与

賃貸型応急仮設住宅の供与については、県が締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

6 建設型応急仮設住宅の供与

地域に十分な既存住宅ストックが存在せず、賃貸型応急仮設住宅としての供与ができない場合には、建設型応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- ア 居住していた住宅が全失又は半失して居住不能の状態にある。
- イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- ウ 住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅に入居できる者

災害により、住宅が全失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 【資料編 P-71 参照】

(3) 入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

(4) 建設用地（予定地の選定）

市は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所やライフラインの整備状況等を考慮して応急仮設住宅の建設適地を選定しておくこととする。その予定地のなかから、災害発生時に、市長（市本部長）が被災状況等から判断して、建設が適当と認められる用地を指定する。

(5) 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ建築協会、一般社団法人和歌山県建設業協会、橋本市建設業協会等の関係団体の協力を得て、プレハブ等の簡易な応急仮設住宅を建設する。

なお、その際、段差の解消、スロープ及び手すりなどの設置を図り、高齢者や心身障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

*「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 【資料編 P-71 参照】

*モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書（一般社団法人 日本オフサイト建築協会） 【資料編 P-65 参照】

(6) 応急仮設住宅への入居及び退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成された時は撤去されるべき性格のものであるため、入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう、住宅の斡旋等を積極的に行うものとする。

(7) 応急仮設住宅の管理にあたっての配慮

市本部は、高齢者や心身障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

また、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(8) 帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備保管する。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類
- カ 入居該当者選考関係書類

(9) 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、市は、県が行う救助に協力する。

7 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため、国庫補助を受けて建設し、入居させる。

(1) 建設対象

- ア 暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合
 - (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - (イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による災害の場合
 - (ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - (イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 入居者の選定

次の条件により、入居者を選定する。

- ア 当該災害により住宅を滅失した世帯
- イ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間）

(3) 補助義務戸数

災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割）

(4) 建設費の国庫補助

建設等に要する費用（標準建設費）の3分の2

8 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

9 公共施設の応急対策

各施設の管理者は、各種公共施設や一般建築物等における人命の安全及び機能の確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減に努める。

公共施設は災害対策活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(1) 実施担当

災害時における応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

(2) 予防措置

施設管理者は、平常時から、災害の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは適宜、補強その他の処置をし、施設等の被害の予防、軽減に努める。

(3) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な対策を行い、被害の軽減を図る。また、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

(4) 被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係機関に報告する。その後、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表を作成し、情報・運用支援班に提出する。なお、国及び県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について、写真撮影及び記録し、保管する。

(5) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部（計画班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に、次の調査を実施する。

(6) 応急復旧措置

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

10 市庁舎等の応急修理

(1) 被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

(2) 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合には、関係する班と協議の上、修理を行うものとする。

(3) 仮設庁舎の設置

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、施設管理者は、必要に応じて仮設庁舎を確保する。

第8節 医療助産計画

【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】

1 基本方針

市本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護及び助産の途を失った場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護及び助産の救護活動を実施する。

2 医療機関、団体との連絡体制

(1) 災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣能力、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有する病院をいう。

その災害拠点病院のうち二次医療圏毎に1箇所指定されているのが《地域災害医療センター》であり、本市の「橋本市民病院」が指定されている。

(2) 医療機関及び団体

上記の「橋本市民病院」以外の本市における救急告示病院は、次のとおりである。

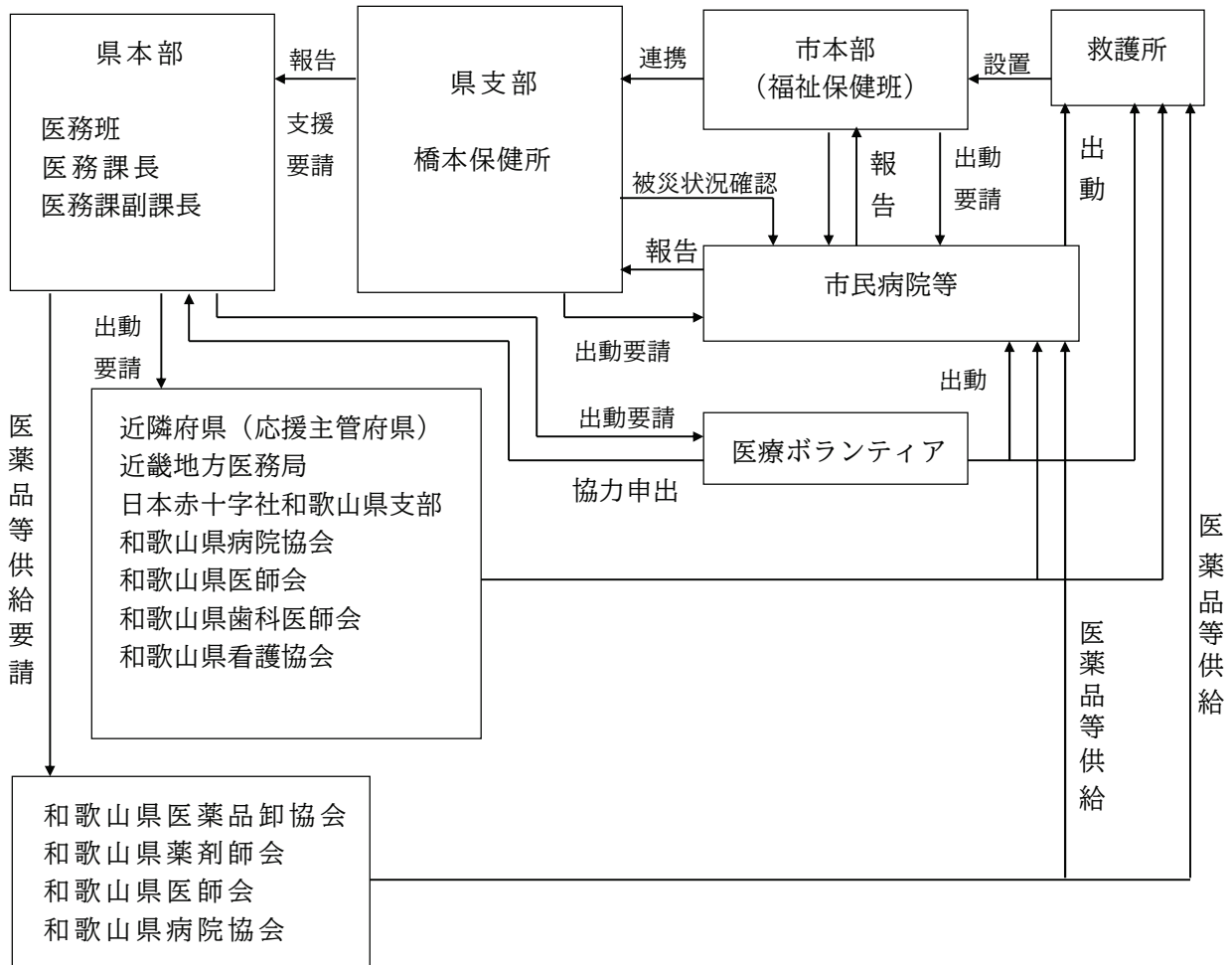
施設名	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200	300
医療法人南労会 紀和病院	橋本市岸上 18-1	0736-33-5000	299
社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家 6-7-26	0736-32-8899	84

(3) 緊急連絡体制の確立

市と医療機関、団体は、災害時の緊急連絡体制についてあらかじめ協議を行い、災害発生時には速やかに定められた体制を確立し、迅速かつ的確な救護活動にあたる。

(4) 医療機関、県本部等との連絡調整体制フロー

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次の体制をもって市本部、県本部、県支部があたるものとする。



3 病院等の被災状況の把握

市本部（福祉保健班）は、県支部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「橋本市民病院」については、最優先で状況把握を行う。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

- ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認
 - (ア) 患者受け入れにあたって不足する医療等資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）
- イ 医療救護班の派遣体制の確認
 - (ア) 派遣可能救護班数
 - (イ) 派遣可能医療従事者数
 - (ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

- ア 簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等
 - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
 - (イ) 原状復帰に要する修繕等
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
 - (ア) 入院患者の実態

4 医療機関の初動活動

災害拠点病院の「橋本市民病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受入れや医療救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、市本部（福祉保健班）又は県支部の求めに応じて報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

- ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。
- イ 医療救護班を編成する。
- ウ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- エ 救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。
- オ 市本部や県支部の医療救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が麻痺又は低下している病院等

- ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等
 - (ア) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。
 - (イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料及び医療資機材並びに医療従事者等を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。
 - (ウ) 原状復帰後は、市本部（福祉保健班）及び県支部に報告するとともに、上記（1）の救護活動を行う。
- イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）
 - (ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

5 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への搬送要否の決定
- オ 看護

(3) 医療の方法

- ア 医療救護班による医療
 - (ア) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班が行う。
 - (イ) 市本部は、状況に応じて、必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
 - (ウ) 医療救護班の編成は、医師1人、看護師2人、事務担当者1人の計4人を基準とする。
 - (エ) 救護所の設置
- イ 委託医療機関等による医療
医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。

(4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

- ア 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- イ 委託医療機関等による医療
社会保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

(5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

6 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

ア 医療救護班による助産

(ア) 災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

(イ) 医療救護班の編成、派遣及び構成並びに救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所において救護を行う。

(4) 助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア 医療救護班による場合

使用した衛生材料の実費

イ 委託助産等による場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

ウ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

(5) 助産救護活動の期間

分べんした日から7日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

7 仮設救護所の設置

(1) 実施責任及び連絡担当

福祉保健班は、仮設救護所を設置するとともに、その旨を市本部に連絡する。

(2) 設置場所

次の場所に設置する。

ア 拠点避難所、一時避難場所

イ 災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設

ウ 災害現場

(3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

8 重症患者等の搬送

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に搬送し、治療する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

9 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療及び助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、医療救護班の手持品を繰り返し使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの表の調達先より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県支部に報告し、援助を要請する。

* 医療関係調達先（血液調達先） 【資料編 P-28 参照】

10 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

- ア 診療記録
- イ 医薬品、衛生材料使用簿
- ウ 医療救護班の編成及び活動記録
- エ 医薬品、衛生材料受払簿
- オ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- カ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- キ 助産台帳
- ク 助産関係支出証拠書類

* 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 伊都医師会）

【資料編 P-64 参照】

第9節 被災者救出計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】

1 基本方針

土砂崩れ等による生き埋めや火災による負傷者が発生した場合、市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部・緊急消防援助隊等）との協力及び受け入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動にあたる。

そのために、消防本部・消防団詰所等に救助救急資機材の備蓄を行うほか、自主防災会、住民等に対する救助救急訓練を行い、自主防災会の強化に努める。

2 被災者

被災者の救助救急は、災害の原因、種別、住宅の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- ア 生命、身体が危険な状態にある場合
- イ 災害に際して倒壊家屋の下敷きや土砂等により生き埋めとなった場合
- ウ 水害の際、流出家屋とともに流された場合
- エ 危険な孤立した地点に取り残された場合

3 救助救急の方法

倒壊した家屋の下敷きや土砂等により生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速な対応を行う。

- ア 被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。
- イ 消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防吏員・消防団員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
- ウ 市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、ドクターヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。
- エ 消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災会等が救急活動に協力するものとする。
- オ 災害により多数傷病者が発生した際は、災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、軽傷者は、救護所や最寄りの医療機関へ振り分ける対応を行う。

【トリアージの実施方法】

○トリアージの具体的な手順

- ・トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながらか優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける。
- ・トリアージタグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
- ・トリアージタグの記入について、記入可能な患者にはタグを事前に配布し、トリアージ区分など主要記載事項以外の部分を記入してもらい、聞き取り可能な患者には、トリアージスタッフが事前に聞き取り記入すること。

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおそ1人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは1回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や医療救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。

4 応援要請

市本部だけで救助救急活動ができないときは、県本部等に各相互応援協定に基づく派遣を要請する。

5 資機材の確保

ア 平常時から消防本部、消防団詰所、地区集会所等において、各施設管理者等は、救助救急資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 市本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。

第10節 住居等の障害物除去計画 【建設部、関係部班】

1 基本方針

市本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。市本部のみで実施が困難なときは、県支部に対し、応援協力を要請する。

- ア 建設部は、応急措置を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。
- イ 消防本部及び建設部は、水防活動を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。

なお、被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することとなるが、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合は、申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。

2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、概ね、次のとおりである。

（1）応急措置時

- ア 住民の生命・身体、財産等の保護のため、除去を必要とするもの
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他応急活動の実施のため、除去を必要とするもの
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため、除去を必要とするもの
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とするもの

（2）災害後

- ア 公共の場の障害物
災害により、道路その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
- イ 個人住宅等の障害物
災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物のうち、居住者自らの資力で除去することが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼす部分に限る。

3 除去の方法

（1）応援、協力

消防本部及び建設部は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去を行う。

（2）事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮して行う。

(3) 市による被災家屋等の解体・撤去

市が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第5版
(環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和6年6月)」に基づき、実施する。

第11節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

【福祉保健班】

災害により被害を受けた者に対して、必要に応じて弔慰金、見舞金等を支給するものとする。

また、市は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

1 市による災害弔慰金等の支給

市は、橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例（2006年（平成18年）3月橋本市条例第35号）等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者及び被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

（1）災害弔慰金

ア 対象災害

住家が5世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ 支給額

（ア）死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内

（イ）死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円以内

（2）災害障害見舞金

ア 対象災害

住家が5世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ 支給額

（ア）障がい者となった者が生計維持者である場合 250万円以内

（イ）障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125万円以内

2 県による災害弔慰金等の支給

知事による見舞金の支給は、その都度関係機関と協議し実施する。

3 災害援護資金の種別

- ア 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
- イ 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

4 災害援護資金の貸付要領等

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

市が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

- ア 対象災害
県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- イ 貸付限度額
被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内
- ウ 調査及び報告
 - (ア) 融資希望世帯の調査・選考
福祉保健班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。
 - (イ) 報告
災害援護資金等借入予定者名簿を災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県に災害発生後10日以内に報告する。
 - (ウ) 貸付世帯の選考は、福祉保健班が行う。

(2) 生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金であり、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則として、この資金の貸付対象とならない。

- ア 取扱い機関
橋本市社会福祉協議会及び和歌山県社会福祉協議会
- イ 貸付限度額
150万円以内（住宅資金との重複貸付の場合は350万円以内）

第12節 遺体捜索処理計画

【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】

1 基本方針

市民生活班は、消防本部・消防団・警察署など関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。市本部のみで実施が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を要請する。

2 行方不明者の捜索

(1) 実施担当

市民生活班は、消防本部、消防団、警察署、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の捜索を早急に実施する。

(2) 捜索の対象

行方不明の状態であり、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

(3) 実施方法

捜索は、次の点に留意して実施する。

- ア 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。
- イ 必要に応じて、船艇、その他資機材を借り上げる。
- ウ 行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。
- エ 行方不明者の捜索は、上記によるほか、第4編第5章第9節「被災者救出計画」に基づき、実施する。

(4) 報告、記録

県本部に、次の記録を報告するとともに、整備保管する。

- ア 記録の整備保管
 - (ア) 捜索状況記録等
 - (イ) 捜索用機械器具燃料受払簿
 - (ウ) 捜索用機械器具修繕簿
- イ 報告内容
 - (ア) 実施年月日
 - (イ) 実施地域
 - (ウ) 実施方法及び状況
 - (エ) 捜索対象行方不明者数、その他

3 遺体の処理

(1) 発見時の措置

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

(2) 実施担当

福祉保健班又は医師は、市民生活班等の協力により遺体を処理する。ただし、市のみで実施できないときは、県支部を通じ県本部に要請し応援を要請する。

(3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体。

(4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理をする。

(5) 災害救助法が適用された場合の実施方法

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、県支部を通じ、日本赤十字社和歌山県支部に応援を要請する。

4 遺体の収容

(1) 警察等からの引渡し

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、所轄警察署の協力を得て、警察署による検視又は医師の検案を終えた後、遺体の引渡しを受け、棺やドライアイスを用意し、遺体を収容する。

(2) 収容場所の設置

公共施設を中心として、高野口斎場を遺体収容所として指定するとともに、遺体を搬送収容し、検視、遺族への引渡し等の適正迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(3) 身元、引取先の確認

所轄警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明の遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票及び遺留品処理表を整理の上、納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

*災害時における遺体安置等の協力に関する協定書(南海グリーンサポート株式会社)
【資料編 P-69 参照】

5 遺体の火葬

(1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらず、その遺族による火葬が困難な遺体又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体。

(2) 実施要領

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- ア 死亡者数の把握
- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイス及び棺等の資機材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

(3) 実施方法

事故死亡等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後、火葬する。

(4) 県本部への応援要請

遺体が多数あり、市独自で火葬処理が不可能な場合又は棺等の資機材の調達が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に対して応援を要請する。

(5) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

(6) 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱う。

第13節 災害義援金品配分計画 【財務班、健康福祉部、経済推進部】

1 基本方針

市及び県は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金品の募集・受付を行う。また、義援金品の受付については、市、県及びその他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ、配分を行う。

2 義援金の募集・配分

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、県、県内の被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に本市においても行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付にあたっては、市、県及び関係機関において、必要に応じ、受付窓口を開設し、受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は、義援金についてその都度県単位機関等へ引継ぎを行うものとし、それにより難しい場合には、金融機関等へ預け入れる等、確実な方法で保管を行うものとする。また、受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

協議会は、被災市町村の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各被災市町村に配分を行う。

市は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議の上決定する。

3 義援品の募集・配分

(1) 義援品の募集

市及び県は、災害発生後、速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めるときは、関係機関の協力のもと、義援品の募集を行う。その際、市及び県は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

【義援品募集の際の広報内容】

- ア 被災地において必要とする物資
- イ 被災地において不要である物資
- ウ 当面必要でない物資
- エ 義援品送付の際の留意事項
 - (ア) 送付者において仕分を徹底すること
 - (イ) 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - (ウ) その他の留意事項

(2) 義援品の受付

市及び県は、必要に応じて、それぞれ義援品の受付窓口を設け、義援品の受付を行う。その際、大量の義援品が予想される場合には、広域輸送拠点及び市内輸送拠点で、災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県に応援を要請する。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援品の申し入れについて、被災市町村と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

(3) 義援品の配分

市は、寄せられた義援品を速やかに被災者に配分する。配分にあたっては、被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第14節 外国人支援計画 【被災者支援班、関係部班】

和歌山県国際交流センターに開設される災害時多言語支援センターや語学ボランティアと適宜連携を図り、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談に応じる。

1 被災状況の確認

県や外国人雇用事業所等と連絡調整のうえ、外国人の被災状況について調査を行う。

2 情報の提供

各種メディアを通じて、必要と思われる多言語で情報提供を行う。

3 相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。
また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。

4 その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援する。

第15節 海外からの支援の受入計画

【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、また、そのニーズを把握のうえで受け入れることとする。

1 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

(ア) 品目（トラブルを避けるため、日本語を基本に確認すること。）

(イ) 数量（単位について確認すること。）

(ウ) 使用期限等のあるものについては、その期限

(エ) 輸送手段及びルート

(オ) 搬入場所

(カ) 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

2 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

(ア) 活動内容

(イ) 人数及び資格

(ウ) 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数

(エ) 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）

(オ) 到着場所

(カ) 到着日時

(キ) 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 市は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

1 防疫活動の実施

(1) 実施担当

福祉保健班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、橋本保健所の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。

ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を求めて実施する。

(2) 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、福祉保健班員による防疫班を構成する。

(3) 活動内容（防疫の種別と方法）

ア 広報活動

被災地区での衛生管理に関する広報活動を橋本保健所と連携して行う。

イ 検病調査及び健康診断

(ア) 福祉保健班は、災害の状況に応じて橋本保健所に依頼し、検病調査及び健康診断を実施する。

(イ) 橋本保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。

ウ 避難所の衛生指導

(ア) 避難所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。

(イ) 教育避難班は、橋本保健所の協力を得て、炊事従事者の細菌検査を実施する。

(ウ) 教育避難班は、避難所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて、福祉保健班に健康診断の実施を依頼する。

エ 消毒の実施

(ア) 福祉保健班は、被災地区の状況に応じて、橋本保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27条の規定による消毒の実施の指示を橋本保健所より受け、実施する。

(イ) 実施要領

消毒方法は、感染症予防法施行規則第14条及び第16条から第19条までの規定による。

オ ねずみ族、昆虫等の駆除

(ア) 被災地区の状況、被災季節等に応じ、橋本保健所に連絡し、感染症予防法第28条の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を橋本保健所より受けて、実施する。

(イ) 実施要領は、感染症予防法施行規則第15条の規定による。

カ 家庭用水の供給

(ア) 市は、災害応急活動の一環として飲料水の確保に努めるとともに、被災地域において感染症予防法第31条の規定による家庭用水の供給を行う。

- (イ) 実施方法は、第4編第5章第5節「給水計画」に定めるところによる。
- キ 患者等の入院
- (ア) 被災地区において感染症患者又は保菌者が発生した場合は、橋本保健所は、感染症指定医療機関（公立那賀病院、県立医大紀北分院）に速やかに収容する。
- (イ) 交通途絶のため、上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、橋本保健所が、指定医療機関以外の病院・診療所に収容する。
- ク 臨時予防接種
- 福祉保健班は、災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、橋本保健所と協議し、指示を受けて実施する。
- (4) 報告、記録、整備
- ア 報告
- 福祉保健班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、災害防疫活動実施状況を、毎日、電話及び文書により、橋本保健所を通じて県本部へ報告する。
- イ 記録の整備保管
- 市本部で整備保管を要する記録は、次のとおりである。必要に応じて、橋本保健所に提出する。
- (ア) 災害防疫経費所要額調及び関係書類
 - (イ) 消毒方法に関する書類
 - (ウ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
 - (エ) 家庭用水の供給に関する書類
 - (オ) 患者台帳
 - (カ) 防疫作業日誌

2 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について、あらかじめ関係機関及び医薬品取扱業者等と協議するなど、備蓄及び調達方法を確立しておくものとする。

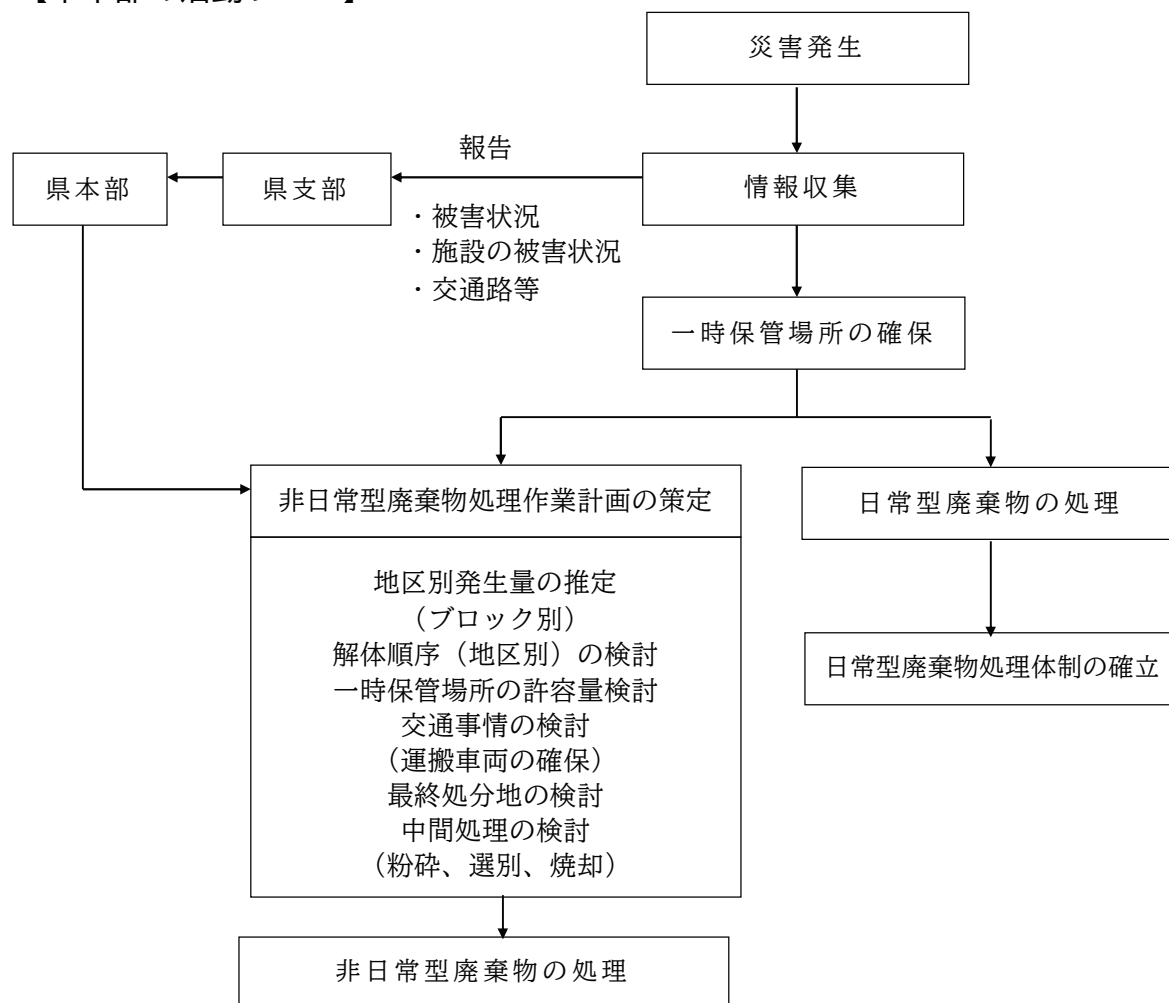
第2節 清掃計画 【市民生活班】

1 廃棄物処理の基本方針

災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、大量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。

被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

【市本部の活動フロー】



2 被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

県本部への報告内容としては、「災害廃棄物の発生量」、「被害区域」、「倒壊家屋等の数量」、「廃棄物処理施設等の被害状況」等とする。

3 一時保管場所の確保

災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物はできる限り分別して積み置きすることとする。

4 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

(1) 清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、概ね、次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

- ア 運搬車 1台（運転手付き）
- イ 作業員 1～2人
- ウ 必要器具 スコップ、フォーク、トビ口、ほうき

(2) 収集の方法

- ア 収集車両
市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。
*ごみ処理収集車 【資料編 P-29 参照】
*橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧 【資料編 P-29 参照】
- イ 収集範囲
被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。
- ウ 収集順位
腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。
- エ 集積場
ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積場を選定する。
- オ 分別収集の周知
収集にあたっては、ごみの分別について住民への周知に努める。

(3) 処理の方法

- ア 処理施設
橋本周辺広域ごみ処理場エコライフ紀北で処理する。なお、施設の処理能力を超える場合は、一時保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管の上、順次処理する。
ごみ処理施設については、第2編第30章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。
- イ 処理施設の応急復旧
処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。

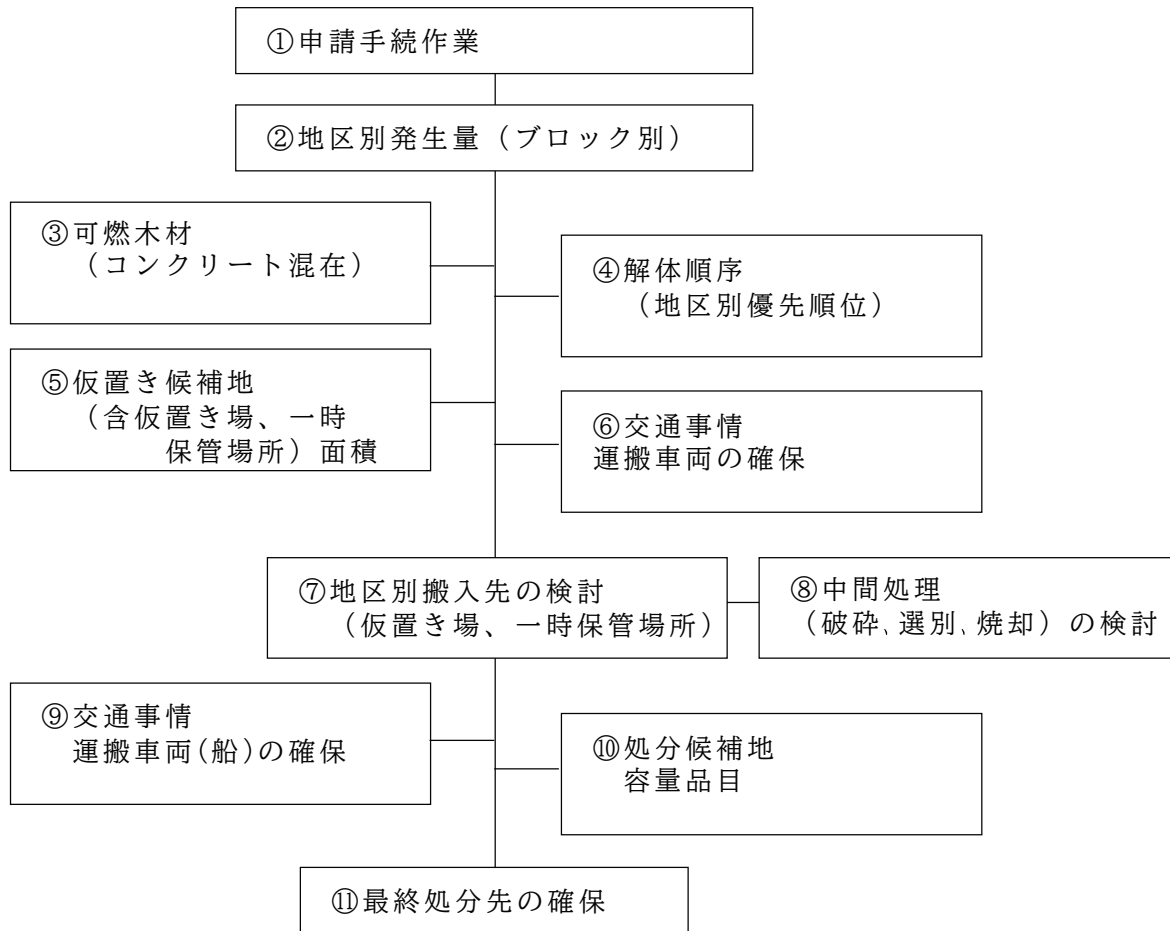
ウ 自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけコンポストやバッグなどを用いてたい肥化するなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

5 非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破砕、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



(1) 倒壊（焼失）家屋からの廃棄物の処理

原則として、被災者自らが処理することとするが、被災者自らによる処理が困難な場合は、市が処理する。廃棄物の収集・運搬については、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、住民自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。なお、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等別途処理方法を検討する。

(2) 最終処分地（埋立処分地等）の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等は、廃材・たみ・家具などの粗大ごみを中心となるので、埋立処分地等の最終処分地の確保に努める。

(3) 大規模災害発生時における対応

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

(4) 県への支援要請等

必要に応じ、県に対し、県災害ボランティアセンター及びNPOと連携・調整を要請するとともに、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

また、被災規模が大きく、市独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

6 廃棄物処理に係る事務処理

市は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認（情報共有フォーマット）」により行うものとする。

7 し尿処理の基本方針

倒壊家屋、浸水家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。

また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によりトイレが使用できなくなることが想定されるため、県支部を通じ県本部等に応援を要請し、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

8 し尿の収集

市民生活班は、被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請するものとする。

(1) し尿清掃チームの編成

し尿の収集、運搬は、災害時の協定により、し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者に依頼し、実施する。

(2) 収集の方法

ア 収集車両

民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

*橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧【資料編 P-29 参照】

- イ 収集範囲
くみ取り範囲は、避難所を中心に被災地区を速やかに行う。
- ウ 容器の配布等
バキュームカーによる収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

(3) 応援の受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から7日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

9 し尿の処理の方法

(1) 処理施設

し尿処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。し尿処理施設については、第2編第30章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。

(2) 処理施設の応急復旧

処理施設が、災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

第3節 食品衛生計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講じることによって被災者に対し、安全で衛生的な食品を供給する。

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めたときは、県保健所と連携し、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止する。

2 計画内容

ア 臨時給食施設

関係機関と密接な連携を取り、施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底により事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

- 手指の洗浄消毒の徹底
- 食器器具の洗浄消毒の徹底
- 調理従事者の健康管理の徹底
- 原材料受け入れ及び下処理段階における管理の徹底
- 浸水、断水時における市用水の衛生管理の徹底
- 原則加熱調理食品のみ提供
- 中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること
- 食品の二次汚染防止の徹底
- 食品の温度管理の徹底

イ 営業施設

職員衛生監視員、保健所職員による営業施設の食品衛生監視の指導を要請する。

【重点指導事項】

- 浸水、断水期間中は営業自粛を促し、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の監視指導を受けて営業を再開するよう指導する。
- 従業員の健康管理について指導する。

第4節 保健活動計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

1 保健活動

(1) 実施担当

福祉保健班は、被災地及び社会福祉施設、避難所、応急仮設住宅等において、巡回健康相談、健康調査、訪問指導等の保健活動を実施する。実施にあたっては、橋本保健所の指導・指示に基づくものとする。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県支部を通じて県本部・国へ、また、協定市町、近隣市町、その他関係機関へは、市本部から応援を求めて、実施する。

(2) 活動内容

- ア 難病患者、人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等への対応
- イ 派遣保健師の保健活動は、橋本保健所長の指示に基づき実施する。

(3) 報告、記録

市本部は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

2 栄養指導対策

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めるときは、橋本保健所、橋本市民病院と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

- ア 炊き出し、給食施設の管理の指導及び協力
- イ 在宅慢性疾患者に対する食事指導
- ウ その他、災害発生時における栄養指導

3 仮設浴場の供給

市本部は、災害の状況により必要があると認めるときは、県支部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

第5節 精神保健福祉対策計画

【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

福祉保健班は、災害発生後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第6節 動物保護管理計画 【市民生活班】

1 基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県において、「災害時動物救援本部」が設置され、獣医師会、動物愛護関係団体等の協力・連携のもと、動物保護活動を行う。

2 動物保護管理

(1) 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、「拠点避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう次の支援を行う。

- ア 避難所での動物の飼養状況の把握
- イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- ウ 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
- エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
- オ 動物の飼養者や里親捜しのための情報の収集・提供
- カ 家庭動物に関する相談の実施等
- キ 動物に関する寄付金の管理・配分
- ク 県・市外等からの受援体制の確保

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき、次の保護を行う。

- ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
- イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

3 危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第7章 公共土木施設等応急対策計画

第1節 農林関係施設の応急対策 【経済推進部、応急対策班】

1 基本方針

農林水産関係の施設等の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに、被害の早期回復に努める。

2 農業用施設

応急対策班は、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

(1) 被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を県支部を通じ県本部に報告する。被害情報伝達対象農業用施設は、次のとおりである。

- ア 農業用ため池
- イ 揚排水機場とその付帯施設
- ウ 取水施設

(2) 応急対策

- ア 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
- イ 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
- ウ 施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。

3 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握するとともに、早急に復旧工事を実施する。

- ア 施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。
- イ 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

4 林道

応急対策班は、林道の機能を維持するため、災害復旧事業を実施する。

5 治山施設

災害により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

ア 施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に、人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防又は危険を排除できないと判断した場合は、市本部又は防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。

イ 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートで覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

第2節 砂防設備等の応急対策 【応急対策班】

1 基本方針

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の早期復旧に努める。

2 応急対策

応急対策班は、災害により砂防設備等が被害を受け、被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施が必要なときは、二次災害を防止するため、被害状況の巡視を行うとともに、応急復旧を図る。

(1) 情報の収集及び伝達

災害発生により、砂防設備等が被害を受けた場合、区・自治会及び消防機関の協力を得て、速やかに被害調査を実施し、被害状況を市本部及び県支部に報告する。

(2) 応急対策

災害により被災した砂防設備等の応急対策を講じる必要がある場合、応急作業に対応できる最寄りの建設業者に委託し、消防機関と協力して速やかに応急復旧に着手する。また、必要に応じ県支部を通じて県本部への要請を行う。

3 復旧計画

応急対策班は、災害により発生した被災部分が二次災害のおそれがあると判断した時は、以下の復旧計画に先がけて必要な処置を行う。

ア 災害による被災箇所を把握し、被害の確定調査に基づき速やかに復旧計画を立てるとともに、従前の機能を回復させるため被害状況に応じた復旧に努める。

イ 災害復旧事業により復旧する場合は、被災後速やかに詳細調査を行い、被害状況を県支部に報告する。

ウ 災害復旧に国庫又は県費による補助を必要とするときは、被災後速やかに詳細にわたる被害確定調査をし、被害確定報告（県計画様式による工事箇所表）を作成し、災害発生後1週間以内に県支部に報告する。

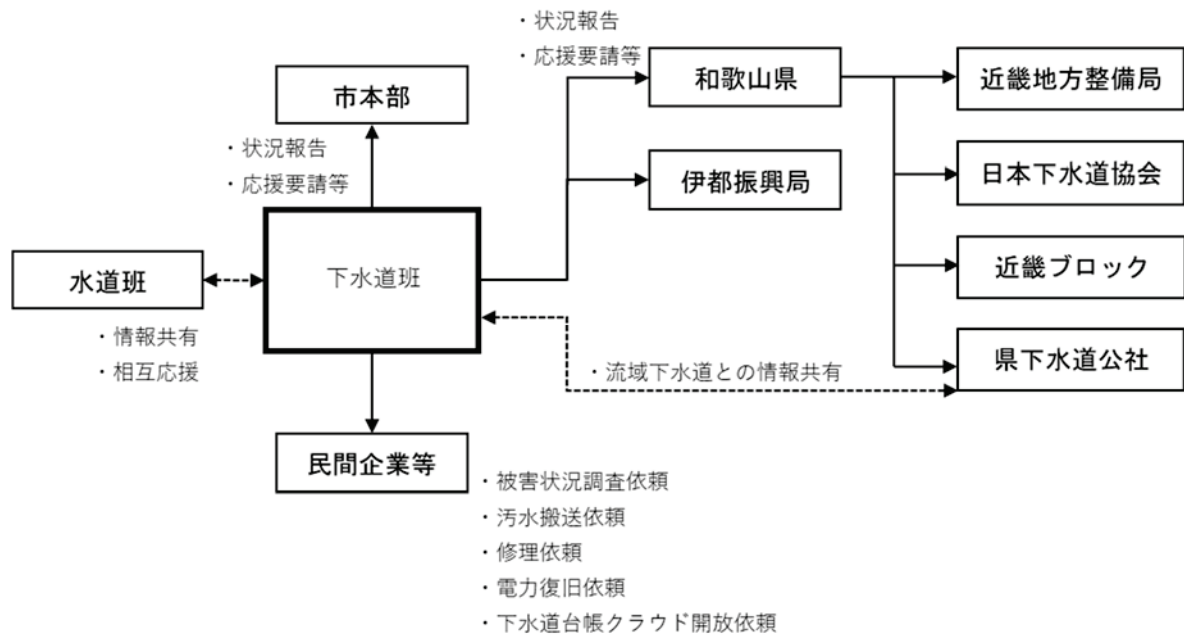
なお、国及び県の補助対象となる施設が被災したときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録をし、保管する。

第3節 下水道施設の応急対策 【下水道班】

1 基本方針

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとるものとする。また、下水道班で単独に対応することができない場合には、市本部や県、民間企業等に応援を要請する。

2 震災時の組織・連絡体制



3 関係機関との連絡協力体制

(1) 緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

各ライフライン管理者は、協力して実施できる事柄をあらかじめ検討しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急措置を行うこととする。

(2) 被害状況の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、プロパンガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害状況の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

(3) 水道班との相互協力

水道班が行う応急対策と相互に協力して迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

4 緊急調査と応急措置

(1) 緊急調査

ア 方針

- (ア) 管路破断箇所及び機能低下区域を各種情報と調査により特定する。
- (イ) 降雨等を伴う場合、必要があれば、雨水排水路の状況確認を行う。
- (ウ) 酸欠・硫化水素発生のおそれがある箇所の調査は細心の注意を払う。

イ 中継ポンプ場

- (ア) 運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
運転状況、陥没、隆起、亀裂、設備機能の停止、溢水など
- (イ) 被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

ウ マンホールポンプ場 (MP)、マンホール、管渠

- (ア) MPの運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
設備機能の停止や水位観測など
- (イ) 優先路線から順に現地でマンホール周辺及び路面の異常の有無を確認する。
陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止など
- (ウ) 被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

エ 流域下水道伊都浄化センター

和歌山県下水道公社から被災状況の情報を入手する。

オ 緊急調査票の作成(関係機関や住民情報の整理)

調査結果や寄せられた情報を基に被災状況を整理し、関係機関への報告をする。

(2) 応急措置

- ア 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプや吸引車で応急排水する。
- イ 施設や管路の施設機能回復のための応急処理を行う。
- ウ 影響範囲区域の市民に対し、広報活動を実施する。

5 復旧計画の策定

- ア 緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路の被害箇所を特定(一次調査)
- イ 被害箇所の個別調査(二次調査)
- ウ 排水設備の損傷受付
- エ 復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

第4節 河川施設等の応急対策 【応急対策班】

1 基本方針

河川災害が発生した場合、被災箇所背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、二次災害の防止を最優先とし、増水により被災の拡大が予想される箇所について、関係機関と連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 応急対策

応急対策班は、河川管理者と連携し、被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

(1) 情報の収集及び伝達

応急対策班は、災害の発生により河川施設等が被害を受けた場合には、所管河川及び河川管理施設について速やかに被害状況の調査を実施する。

また、各河川管理者から被害状況の情報収集に努め、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

(2) 応急対策の実施

応急対策班は、被害状況の調査結果に基づき、被災箇所背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなど、特に危険性が高いと判断される箇所については、被害の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、関係機関と連携し、必要な応急対策を速やかに実施する。

- ア 避難情報の伝達
- イ 避難誘導
- ウ 障害物の除去
- エ 巡回パトロール
- オ その他必要な事項

(3) 応援要請

応急対策班は、市が管理する河川施設等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第5節 道路・橋梁施設等の応急対策 【応急対策班】

1 基本方針

道路及び橋梁は、住民の避難、緊急輸送及び災害応急活動に不可欠な施設である。応急対策班は、各道路管理者、警察、消防機関との連携により、災害発生時に被害状況を迅速に把握し、道路交通の確保及び二次災害の防止に努める。

2 応急対策

応急対策班は、各道路管理者等と連携し、管理する道路及び橋梁について被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

(1) 情報の収集及び伝達

応急対策班は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所及び県から被害状況の収集を行う。また、緊急輸送道路を中心に、巡視調査を実施するとともに、必要に応じてライフライン関係機関等、道路占有施設管理者及び警察から被害状況の収集を行い、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

(2) 交通規制及び安全確保

応急対策班は、被害状況に応じて、警察等の関係機関と連携し、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、通行の禁止又は制限、迂回路の設定等、必要な交通規制及び安全対策を講じる。

(3) 道路啓開及び障害物の除去

応急対策班は、人命救助、救援・救護活動及び緊急物資輸送を円滑に実施するため、警察、各道路管理者等の関係機関と連携し、迅速かつ的確な道路啓開を行う。

この際、応急対策班は、和歌山県道路啓開協議会の構成機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等を優先して、啓開箇所、優先順位及び方法等を整理し、通行に支障を及ぼす倒木、がれき、放置車両等の障害物について、必要に応じて建設業者等の協力を得て、速やかな除去に努める。

(4) 応急復旧対策

応急対策班は、被災した道路及び橋梁について、応急復旧の実施責任者である各道路管理者と連携し、救援・救護活動用ルート及び早期の道路交通確保を目的とした応急復旧が円滑に実施されるよう調整及び支援を行う。

また、被災した道路及び橋梁で、緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等の設置により交通機能の確保を図る。

(5) 応援要請

応急対策班は、市が管理する道路及び橋梁の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第8章 農林関係災害応急対策計画 【経済推進部】

1 風水害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水稻

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引きおこす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。(出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。)

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

イ 大豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病虫害に対し早期防除の徹底を図る。また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早急に収穫する。

ウ 果樹

(ア) 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引き起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

(イ) 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

(ウ) 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

(エ) 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後に適宜行う。

(オ) 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

エ 野菜

(ア) 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

(イ) 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

a 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

b 滞水している場合は、直ちに、排水溝(路)の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。

c 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

d 幼苗時で補植可能な場合は、被害株(苗)を除去し、速やかに補植する。

e 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら(草)等を行い草勢の回復に努める。

f 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

オ 花き、花木

(ア) 被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

a 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら(草)を行い、草(樹)勢の回復に努める。

- b 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
- c 浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
- d 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
- e 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
- f 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

カ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- (ア) ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- (イ) 安全が確認出来れば風雨中も見廻りを行い、施設内への浸水防止や換気に留意する。
- (ウ) 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- (エ) 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

キ 茶

- (ア) 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。
- (イ) 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。
- (ウ) 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行う。

(2) 畜産対策

ア 一般対策

(ア) 家畜の待避

畜舎が損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。

(イ) 飼料

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

(ウ) 停電時の対応

停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。

(エ) 飼料作物

浸冠水した場合は速やかに排水に努める。

倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用する。

イ 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生防止に努める。

(3) 林業対策

ア 苗畑

病虫害の発生防止対策を準用する。

イ 造林地

(ア) 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。

- (イ) 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。
- ウ 特用林産
 - しいたけのほだ場や炭窯小屋などの被害状況を速やかに調べ、早期補修に努める。
- エ 治山、林道
 - 早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

2 干害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水稻

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的な灌水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断灌水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元への灌水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

イ 大豆

畦間灌水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努める。

ウ 果樹

(ア) 干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

(イ) 灌水は、主根域土層の土壤水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正灌水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所灌水等による効率的な方法で行う。

エ 野菜、花き等

(ア) 生育期間中の極端な土壤水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましい。

(イ) この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に灌水を開始する。

(ウ) 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度灌水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。

(エ) 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水する。

オ 茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等が干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

3 寒冷害（雪害）応急対策

(1) 農作物対策

ア 水稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

イ 果樹

(ア) 寒冷害対策

- a 落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。
- b 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。
- c 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。
- d 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。
- e 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

(イ) 霜害対策

- a 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、防霜ファン等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

ウ 野菜、花き

(ア) 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。

(イ) 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。

(ウ) 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

エ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

(ア) 野菜、花きは前項に同じ

(イ) 積雪に伴う施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12～13℃ に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

オ 茶

(ア) 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。

(イ) 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。

(ウ) 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。

(エ) 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

(2) 林業対策

ア 造林地

(ア) 早期に山を巡視して、被害状況を把握する。

(イ) 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行う。

(ウ) 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

第9章 事故災害応急対策計画

本市は、中央部を東西に紀の川が流れ、北部及び南部には豊かな森林を抱えている。加えて、JR 和歌山線、南海高野線、京奈和自動車道、国道 24 号などの重要な路線がある。したがって、これらの自然条件及び社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は、次に掲げる事故災害とする。

(1) 航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(2) 鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(3) 道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第1節 橋本市事故対策本部の設置 【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（1）～（3）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため、迅速かつ確かな防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

1 初動体制

（1）初動

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため、直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

（2）初期の防災活動の実施

初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。また、被害状況に応じて、事故対策本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

- ア 事故情報の収集及び伝達に関すること
- イ 医療・救助に関すること
- ウ 避難に関すること
- エ その他、必要と認めること

（3）体制

風水害時の災害対策本部体制に準ずる。

2 事故対策本部の設置及び廃止

（1）設置

ア 大規模な事故災害による相当な被害が予想される場合は、市長は、事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

イ 市長が、出張又は病気などにより、市本部長の業務を遂行できないときは、災害対策本部に準じ、代行者が本部長の業務を代行する。

（2）開設場所

事故対策本部は、橋本市本庁舎内におく。

（3）組織体制

事故対策本部の組織及び各班の編成と事務分掌は、災害対策本部に準じる。

（4）廃止

- ア 市域内において災害のおそれが解消したとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき
- ウ 災害応急対策が概ね完了したとき
- エ その他、本部長が必要ないと認めたとき

(5) 県への報告

事故対策本部を設置又は廃止したときは、県に報告を行う。

3 動員計画

風水害等の災害対策本部体制に準ずる。

第2節 航空災害応急対策計画

【危機管理室、総合政策部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等からの情報収集に努める。

(4) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(5) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 活動体制

(1) 市の活動体制

航空機事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 救助・救急活動

県、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

- ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
- イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。
詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」を参照。

6 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。
避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

8 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第3節 鉄道施設災害応急対策計画

【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

1 基本方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、必要な応急対策を迅速に実施する。

2 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支店（橋本駅）の応急対策

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置準則、災害時運転取扱要領の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

- ア 運転事故等が発生したときは、和歌山支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

【事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲】

種別	設置の標準	招集範囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 特に、必要と認めたととき 	招集可能者の全員 (A招集)
		招集可能者の半数 (B招集)
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき ・ その他、特に必要と認めたととき 	必要最小限の数 (C招集)

(注1) 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注2) 上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

- イ 代替交通の確保
被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

3 南海電気鉄道株式会社（橋本駅）の応急対策

災害が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

- ア 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置
被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により、本社に緊急事態対策本部を設置する。
- イ 本部の任務内容
本部は、次の業務を行う。
 - (ア) 情報の収集・伝達
 - (イ) 職員の非常招集
 - (ウ) 災害箇所の調査、報告
 - (エ) 救護活動の支援
 - (オ) 応急復旧用の資機材調達
 - (カ) 振替輸送及び代行輸送の手配

4 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(4) 県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

5 活動体制

(1) 市の活動体制

鉄道事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、鉄道事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、鉄道事業者は相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

8 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」参照。

9 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

10 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

11 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第4節 道路災害応急対策計画

【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】

1 基本方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

2 通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止又は制限する。

通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察署や他の防災関係機関並びに県支部を通じて県本部に速やかに連絡する。

3 応急復旧の優先順位

道路管理者は、協議会及び市が選定した緊急輸送道路に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

- ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
- イ 協議会で策定した第一次緊急輸送道路
- ウ 協議会で策定した第二次緊急輸送道路
- エ その他の路線

*緊急輸送道路【資料編 P-31 参照】

市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

4 資機材・要員の確保

災害発生時には、市本部は、速やかに応急復旧のための資機材及び要員の確保にあたるとともに、対応可能な事業者等の協力を得て、迅速な応急復旧作業を実施する。そのため、協力を得られる事業者等とあらかじめ協議をしておくこととする。

5 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

(1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県支部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

(2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上下水道、電気、プロパンガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。

交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

6 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県支部を通じて県本部と緊密に連絡を取り、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急輸送道路ネットワークの早期確保に努める。

また、各道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

7 県道＜県本部（道路班）＞

県本部は、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、あらかじめ指定された緊急輸送道路の交通の早期確保に努める。

(1) 情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。収集した道路情報は、県支部を通じ県本部（道路班）に連絡する。

(2) 応急復旧

ア 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

ウ 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、一般社団法人和歌山県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。

8 国道<近畿地方整備局、県本部（道路班）>

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

- ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- イ 道路上の車両、道路上の倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
- ウ 上下水道、電気、プロパンガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

9 京奈和自動車道<近畿地方整備局>

京奈和自動車道で災害が発生した場合は、近畿地方整備局の防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、職員等の非常出勤体制による災害応急活動に入る。

(1) 防災機関等への連絡

近畿地方整備局は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

(2) 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

(3) 交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

(4) 初期消火及び火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。

(5) 救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、近畿地方整備局は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

(6) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

10 林道

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。また、路上の崩落、倒壊による障害物については、林道管理者、関係機関等の協力を得て除去する。

11 救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、道路管理者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関との密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

12 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署は、相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

13 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」を参照。

14 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

15 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

16 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第10章 林野火災応急対策計画

【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】

近年、森林は健康増進・野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。

本市でも、野外活動施設（キャンプ場）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により、林野火災の危険性が增大している。

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 火災通報者等

出火行為者又は火災発見者等は、林野火災を発見した場合には、速やかに市、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を通報する。

(2) 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(3) 県

県は、市、警察から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 活動体制

(1) 市の活動体制

林野火災が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。なお、活動は、「警防規程」に基づく。

(2) 林業関係者

林業関係者は、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

3 救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署等は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市等は、相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

5 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

- ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
- イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

- 県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。
詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」参照

6 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

7 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道期間に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

8 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第11章 危険物等災害応急対策計画

予想される危険物等災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、橋本市において発生することが予想される危険物等災害として、以下のものを想定とした。

(1) 危険物施設災害、火薬類災害、高圧ガス災害等

危険物施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(2) 毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(3) 放射性物質事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合、若しくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、又はそれらのおそれがある場合。

(4) 有害物質流出等災害

有害な化学物質、油、ガス、放射性物質などが自然環境や人々の生活空間に流出することで、多数の死傷者が発生した場合。

第1節 橋本市事故対策本部の設置 【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（１）～（４）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため迅速かつ確かな防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

※初動体制、事故対策本部の設置及び廃止、動員計画については、第4編第9章第1節「橋本市事故対策本部の設置」を参照。

1 危険物等災害応急対策の基本方針

危険物等災害が発生した場合には、その性質上、大災害に発展する危険性が大きいことから、特に迅速な応急対策を行う。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

2 責任者等の対応

責任者及び危険物を輸送・運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

（１）連絡通報

ア 発災時には、直ちに119番で消防本部に通報する。

イ 付近住民並びに近隣企業に通報する。

ウ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（２）初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずる。

（３）医療救護

企業内救護班により、応急救護を実施する。

（４）避難

企業自体の計画に基づき、従業員等の避難を実施する。

第2節 危険物施設災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

(2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す危険物等事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの、又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

エ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

オ 海上、河川への危険物流出事故

カ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
※火災・災害等速報要領による

(3) 県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 活動体制

(1) 市の活動体制

危険物等災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 危険物施設の応急対策

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、消防本部、伊都消防組合消防本部の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講じる。関係機関は連携して、次の措置をとる。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- イ 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏えいの防止
- ウ 初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- エ 被害発生時の危険物に対する自衛消防隊と活動要領の確立
- オ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

4 危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者及び危険物等を輸送する者は、それぞれ必要な措置を講じる。

(1) 警察署、消防機関

- ア 施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
- イ 移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

(2) 指定地方行政機関等

- ア 中部近畿産業保安監督部近畿支部
災害の発生及び拡大を防止するため、一般高圧ガス及び液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を発する。
- イ 近畿運輸局
危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導及び訓練の実施を指導する。
- ウ 鉄道各社
(ア) 基本方針

危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大や併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

鉄道各社内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

5 救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者、又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は、交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

- ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
- イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。
詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」を参照。

8 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・ 避難対象地域
- ・ 避難指示の理由
- ・ 事故の所在・状況
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

10 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第3節 火薬類災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

1 火薬類貯蔵施設の応急対策

火薬類製造業者などは、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして、防災体制を確保する。

火薬類貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ・爆発、誘爆の回避措置
- ・危険区域、立入禁止区域の設定
- ・盗難防止措置
- ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- ・付近住民等への危険周知及び避難誘導
- ・警察、消防等への通報

2 市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第4編第11章第2節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第4節 高圧ガス災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

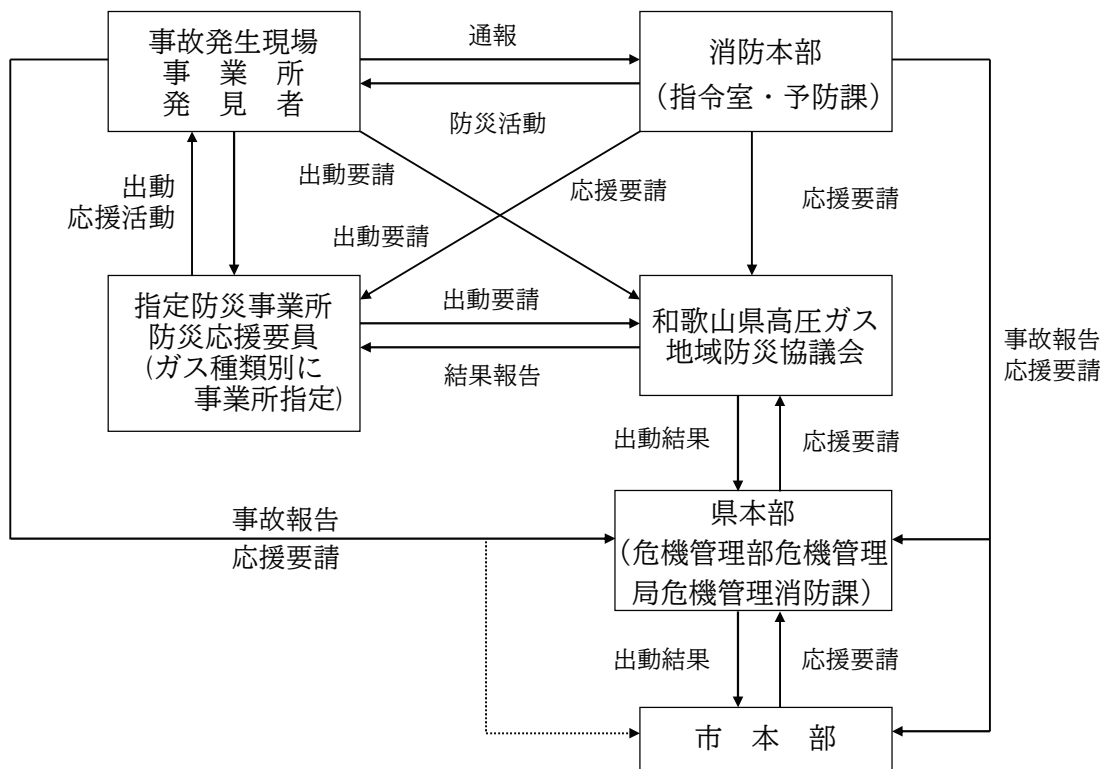
1 高圧ガス貯蔵施設の応急対策

高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

高圧ガス貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- ・ ガス遮断等の緊急措置
- ・ 危険区域、立入禁止区域の設定
- ・ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- ・ 消防、和歌山県高圧ガス地域防災協議会等の防災関係機関への通報及び応援要請
- ・ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

【高圧ガス貯蔵施設等における応急対策の活動フロー】



2 市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第4編第11章第2節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第5節 毒物劇物災害応急対策計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに橋本保健所、消防機関、警察署、市本部等の防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

(2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す毒物劇物事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 毒物劇物を貯蔵又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 毒物劇物を貯蔵又は取扱施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの
(ア) 河川等へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等

オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー等の事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を毒物劇物等の取扱規制担当庁（厚生労働省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 活動体制

(1) 市の活動体制

毒物劇物事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 毒物劇物等貯蔵施設の応急対策

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

- ア 中毒防止方法の広報活動
- イ 毒物劇物等の漏えい、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- ウ 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部長（市長）に通報
- エ 保健所等防災関係機関への連絡
- オ 貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（災害発生後直ちに実施）

4 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

陸上施設から河川等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防止に努める。

(1) 二次災害防止のための応急措置

- ア 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。
- イ 当該関係機関、毒物劇物又は危険物等の取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して、防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。
- ウ 当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- エ 毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - (ア) 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資機材を展張する。
 - (イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げ又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
 - (ウ) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
- オ 市本部長（市長）及び警察署長等は、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

5 救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は、相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

(3) 県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

(4) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7 医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

(1) 救護所の設置、運営

- ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
- イ 県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めるときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。
詳細は、第3編第5章第8節「医療助産計画」を参照。

8 住民の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

- ・避難対象地域
- ・避難指示の理由
- ・事故の所在・状況
- ・避難先及び避難経路
- ・避難時の携帯品

(2) 避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第3編第5章第3節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 住民に対する協力及び注意事項
- キ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

10 行方不明者の搜索・遺体の処理

第4編第5章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

第6節 放射性物質事故応急対策計画

【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）を発見後又は発見の通報を受けた場合、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、消防機関、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

また、放射性同位元素取扱事業者等は、事務所外運搬中の事故、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、直ちにその旨を県、警察、消防機関に通報し、放射線障害防止法第33条に基づき、遅滞なく国（文部科学省又は国土交通省）にその旨を届け出る。

(2) 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(3) 県

県は、国、市、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等の防災関係機関に対し、情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、把握した情報については、必要に応じ、市等に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 放射性物質運搬事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

イ 放射性物質関係施設において事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

(2) 関係事業者

関係事業者（原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者、以下「関係事業者」という）は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 災害の拡大防止

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて、立ち入り制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じて他の原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。市本部は、関係事業者と協力して、次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について、速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

- ア 定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊などによる放射線源の露出、流出等の防止を図るため）
- イ 放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
- ウ 放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
- エ 施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
- オ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

4 救助・救急活動

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

(2) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、相互に連携する。

(1) 市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、関係事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(2) 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、直ちにその旨を消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部に通報し、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6 災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 交通規制の状況
- オ 住民に対する協力及び注意事項
- カ その他、必要と認められる事項

(2) 広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車による巡回活動
- エ インターネット、防災メール等の利用
- オ 自主防災会、区・自治会を通じた連絡
- カ その他、状況に応じた広報

第7節 有害物質流出等応急対策計画

【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】

1 計画方針

- ア 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ、又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。
- イ この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - (ア) 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - (イ) 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- ウ 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- エ 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

2 計画内容

- ア 石綿飛散防止対策（上記1 イの（ア）の物質）

市は、県に協力して、アスベスト台帳に基づき、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

また、県と連携して、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。
- イ 有害物質流出防止対策（上記1 イの（イ）の物質）

市は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質の流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市に報告する。

市及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないとは判断される場合には指導を行う。

事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び市の協力を得て実施する。また、有害物質の流出により住民の健康被害が生じるおそれがある場合は、県及び市等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

災害発生時には、市民生活及び防災関係機関の各施設関係者は、被害情報等の収集・伝達を迅速かつ緊密に行うとともに、応急措置・復旧対策にあたっては、相互に協力して合理的な対策を実施する。なお、各ライフライン関係事業所は、平常時から管路図等の資料の保管整備に努めるものとする。また、各防災関係機関において、応急対策計画を策定するとともに、平常時から他の防災関係機関との連絡調整に努める。

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】

1 基本方針

災害が発生した場合は、災害等対策規定に基づき、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、適切な応急対策を講じる。

2 応急対策

- ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。
- イ 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。
 - (ア) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
 - (イ) 通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）
 - (ウ) 特設公衆電話の設置
 - (エ) 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）
- ウ 災害時における電気通信サービスの提供に関して、公共機関等の通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般公衆通信の確保に努める。このため、応急作業を迅速かつ的確に実施し、通信の早期復旧に取り組むものとする。

3 通信確保のための応急措置

(1) 回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従って措置を講じる。

ア 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

イ 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体

ウ 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置

- ア 通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合には、他の建物の利用又は借入等の方法により、速やかに業務の開始を図る。
- イ 交換機をはじめとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に、非常用可搬形デジタル交換装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

(3) 特設公衆電話等の開設

避難所等に特設公衆電話等を設置し、電話等の利便を図る。

(4) 通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合又はそのおそれがある場合には、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- ア 通信が著しく輻輳する場合
- イ 通信電源確保が困難な場合
- ウ 回線の安定維持が困難な場合

(5) 利用者への周知

災害のため通信が途絶した場合、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- ウ 通信の利用者に対し協力を要請する事項
- エ その他、必要な事項

(6) 非常・緊急通話の取り扱い

天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、予防若しくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため、電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について、非常・緊急通話を取り扱う。

4 復旧計画

災害により被災した通信の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に、被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事を盛り込んだ復旧工事を、次のとおり行う。

- ア 原状に復する工事を行う。
- イ 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

第2節 電力施設災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】

1 基本方針

関西電力株式会社等は、電気事業の公共性に鑑み、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆に対する電気災害の防止を徹底する。

2 応急対策

(1) 突発的災害時の体制確立

災害等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

(2) 災害時における情報連絡

ア 災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

イ 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

(3) 対応要員の確保

ア 地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて把握しておく。

イ 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

ウ 対策組織が設置された場合は、対策要員は各社の計画により速やかに出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに出動する。

(4) 災害時における広報

ア 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対触れないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けすること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

- (カ) 電気器具を再使用するときは、プロパンガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- (ク) その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び Lアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 復旧計画

(1) 復旧資機材等の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他営業所・他電力会社、協力会社等からの融通。

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(4) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

- ア 送電設備
 - (ア) 全回線送電不能の主要線路
 - (イ) 全回線送電不能のその他の線路
 - (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
 - (エ) 一部回線送電不能のその他の線路
- イ 変電設備
 - (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
 - (イ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
 - (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
- ウ 配電設備
 - (ア) 病院、交通・通信・報道機関、上水道、プロパンガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他の重要施設への供給回線
- エ 通信設備
 - (ア) 給電指令回線、制御・監視及び保護回線
 - (イ) 保安用回線

第3節 大規模停電災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）】

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

市は、県が主体となって実施する当該計画に適宜協力するものとする。

2 重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟及び全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

3 重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

4 外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第4節 プロパンガス施設災害応急対策計画

【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】

1 基本方針

液化石油ガス販売事業者は、速やかに応急対策を実施する。

2 プロパンガス施設の応急対策

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、大規模災害によるガス漏れ事故等の発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ 消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

(2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとる。

(3) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として、液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が、次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合には、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

ア 火災が延焼拡大中であること。

イ 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(4) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に対して周知徹底を図るものとする。

(5) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等による二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給を再開するものとする。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

(6) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関は、これに協力するものとする。

(7) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から100メートルの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の25%を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

(8) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

(9) 避難措置等の指示及び解除

市本部長（市長）及び警察等は、必要に応じて、第3編第5章第3節「避難計画」に従って避難指示を行うものとする。

(10) プロパンガス関連協会の対応

プロパンガス関連協会は、災害発生時における被害の拡大を防止するため、組織的な動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他の応急対策を実施し、プロパンガスの製造及び供給体制の安定に努める。災害発生時には、「災害等の対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携しつつ、社内各部門の連絡協力のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第13章 文教対策計画

市本部は、災害に際し、学校・園等の教育機関並びに文化財に対して応急対策活動を行う。

第1節 小・中学校等の計画

【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

1 基本方針

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、障がい児教育諸学校等において、災害発生時の応急対策を通じて、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

2 防災体制

学校長、園長は、学校・園の実状や生徒等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

（1）緊急避難計画の策定

- ア 学校・園内での活動中を想定した計画
 - （ア）校内防災組織及び避難場所を確立する。
 - （イ）避難訓練のマニュアルを作成する。
 - （ウ）年間計画の中に避難訓練の実施を位置づける。
 - （エ）災害発生時における教職員の生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
 - （オ）学校・園の施設・設備の状況を把握する。
 - （カ）避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。
 - （キ）教職員の配備と生徒等の安全確認を明らかにする。
- イ 学校・園外での活動中を想定した計画
 - （ア）災害が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

（2）災害時活動体制の確立

- ア 学校長、園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
 - （ア）生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに保護者との連絡体制を確認しておく。
 - （イ）教育委員会、健康福祉部、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡方法を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
 - （ウ）緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
 - （エ）災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに、以下の点に留意し、具体的なマニュアルを作成する。
 - a 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。

- b 学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - c 職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし、教育委員会、健康福祉部に登録するとともに、教育委員会、健康福祉部を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - d このマニュアルは、あくまで初動体制（発生後5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- イ 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- ウ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力が得られるよう、日頃より連携を密にする。
- エ 特に、障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
- オ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- カ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにしておく。
- キ 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

3 応急対策

(1) 災害時の応急対策

災害発生時において、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

- ア 学校・園内での授業中の場合
- (ア) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。
 - (イ) 災害の規模、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
 - (ウ) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。
 - (エ) 状況に応じ、市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
 - (オ) 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて、所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。
- イ 学校・園外での活動中の場合
- (ア) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに、安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況についての的確に把握する。
 - (イ) 学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡する。
- ウ 授業時間外の場合
- (ア) 災害が授業時間外に発生した場合、学校長、園長及び職員は直ちに勤務校・園へ登校し、職員は校長等の指示に従い行動する。ただし、学校長、園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。また、学校長、園長、教頭以外の職員で勤務校が遠隔

地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

※あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受入れ可能な体制を構築する。

- (イ) 職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園又は該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。生徒等の安否情報について、学校長は教育委員会に、園長は健康福祉部に、逐次報告する。

[校長]	—————	[教頭]	—————	[教務主任]	—————	[学年主任]	—————	[各学級担当]
//		//		//		//		//
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導 教育委員会へ報告		生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導		全校生徒等の安否確認		学年生徒等の安否確認		担任生徒等の安否確認

(2) 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア 避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

(ア) 授業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について、市本部と協議する。

(イ) 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

(ウ) 学校長・園長は、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

(エ) 学校・園は、平常時より教育委員会及び危機管理室との情報交換及び連絡を行っておく。

(オ) 学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた、地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校・園、地域、保護者間で十分意思疎通を図る。

イ 生徒等については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

4 応急教育対策

(1) 災害復旧時の体制

- ア 学校長、園長は、教職員、生徒等を掌握の上、校舎内外の整備を行い、生徒等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して、教育委員会、健康福祉部に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- イ 教育委員会は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期す。
- ウ 教育委員会、健康福祉部は、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災生徒等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる生徒等は、学校・園に収容し指導する。
- エ 学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会、健康福祉部は、当該学校・園に対して支援教職員の派遣、市職員の派遣等を行い、場合によっては、他の公共施設の確保を図ること等により、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- オ 学校長、園長は、災害の推移を把握し、教育委員会、健康福祉部と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営に戻すよう努める。

(2) 学校施設等の確保

市本部は、学校施設等が被害を受けた場合は、次の方法により、校舎等施設の確保に努める。

- ア 被害程度別の予定施設
災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。
 - (ア) 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急修理し使用する。
 - (イ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、2部授業等の方法を行う。
 - (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。
 - (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。
なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設に努める。
- イ 施設の応急復旧
教育避難班は、計画班と協力し、被災後速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。
この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。
- ウ 施設利用の応援
 - (ア) 教育避難班は、市内隣接学校及びその他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上実施する。
 - (イ) 教育避難班は、隣接市町施設を利用の場合、市本部長（市長）と協議の上決定し、県本部に応援を要請する。
- エ 公民館その他社会教育施設の対策
教育避難班は、災害時には社会教育施設が、避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

(3) 教職員の確保と被災調査

教育委員会及び学校長は、災害により教職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県本部に被災教職員の報告を行う。

ア 次の順序により、職員を確保する

(ア) 被災し、勤務できない者が少数のときは、学校内において対応する。

(イ) 教育委員会は、学校内に対応できないとき、学校長の要請に基づき、市内学校間において対応する。

(ウ) 教育委員会は、市内学校間で対応できないときは、県本部に応援又は斡旋を要請する。

イ 被災教職員の調査報告

教育避難班は、災害発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

(4) 応急教育の措置

教育委員会は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

ア 学用品を損失した生徒等については、第3編第11章第7節「学用品支給計画」に基づき対応する。

イ 学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法及び生徒等の健康等に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ 授業が長期間にわたり不可能となるとき学校の生徒等との連絡方法は、保護者との連絡体制を通じ、連絡する。

第2節 県立学校関係の計画

【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

1 計画方針

県立学校の災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 県立学校の計画内容

(1) 児童生徒等の安全の確保

- ア 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置及び安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。
- イ 校長（不在の場合は、教頭若しくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、県及び市本部に報告するものとする。
- ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。
{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災・安全教育指針（県教育委員会）参照}

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、第4編第13章第1節「小・中学校等の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

- ア 応援の要請
学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、県教育委員会に対して直接、他施設利用の応援を要請するものとする。
- イ 応援の指示等
要請を受けた県教育委員会は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。
なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

(3) 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

- ア 学校内対応
欠員が少数のときは、当該学校内において対応する。
- イ 県内対応
学校内対応で解決できないときは、学校長は直接、県教育委員会に対して、教職員派遣の要請をするものとする。
要請を受けた県教育委員会は、隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

ウ 県内対応不能の場合

県教育委員会は、県で対応できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じて臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

(4) 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画 【教育委員会、学校長、園長】

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告については、周知徹底を図るよう努めるものとする。

第4節 学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】

1 給食の実施

- ア 災害により橋本給食センター及び各こども園の調理施設に被害があっても、できる限り早急に再開できるよう努める。
- イ 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、実施する。

2 給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。

- ア 給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合
- イ 感染症、その他の危険発生が予想される場合
- ウ 給食用物資の入手が困難な場合
- エ その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

3 被害状況等の調査報告

教育避難班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県支部を通じ県本部に報告する。

- ア 学校給食用物資被害状況調査
- イ 生徒等被災状況調査

第5節 社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】

災害発生時においては、公民館等社会教育施設や体育館等社会体育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処置等の適宜の措置を速やかに実施するものとする。

第6節 文化財等救援・保全活動の計画

【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】

1 基本方針

教育避難班は、災害により文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県支部を通じ県本部に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は安全な場所に移し、県支部を通じて県本部の指示を求める。

2 文化財の応急措置

- ア 文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに消防本部・市教育委員会等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- イ 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。
- ウ 所有者及び管理団体は、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市本部（教育避難班）に報告する。教育避難班は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあっては県支部を通じ県本部へ、国指定の文化財にあっては、県本部を通じて文化庁へ報告するものとする。

*文化財【資料編 P-49 参照】

第7節 学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】

1 実施担当及び応急措置

教育避難班は、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

2 支給の種別

学用品の支給、斡旋は、災害の程度により、次の種別に区分して扱う。

ア 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、学用品を失った生徒等に対して、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

イ 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合、学用品は本人の負担とする。

3 調達、支給の要領

学用品の調達、支給は、次の要領で行う。

ア 災害救助法が適用された場合

(ア) 被災生徒等の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

(イ) 被災学用品の調査・報告

教育避難班で調査・取りまとめを行い、県支部を通じて県本部へ報告する。

a 被災者台帳の作成

各学校において、速やかに生徒等に対する調査を行い、被災者台帳を作成する。同名簿は、住宅の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

b 被災学用品の集計

aの被災者台帳により被災学用品を調査・集計し、被災学用品一覧表を作成する。

c 被災学用品の報告

上記の被災学用品一覧表を作成し、県支部を通じて県本部へ提出する。

(ウ) 学用品の調達

県本部から指示があったときには、教育避難班が調達する。

(エ) 学用品の支給

教育避難班から各学校に引き継ぎ、各学校において直接生徒等に支給する。

イ 災害救助法が適用されなかった場合

教育避難班において学用品を斡旋する。ただし、処理できない場合には、県支部を通じて県本部へ斡旋を要請する。

4 支給の方法

ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当て台帳により割当てを行う。割当てにあたっては、市本部被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ 支給

各学校は、教育避難班から一括して学用品を受け取り、各生徒等に支給する。

5 記録

教育避難班は、次の記録を作成し、整備保管する。

- ア 被災生徒等名簿
- イ 被災学用品報告書
- ウ 学用品引継書
- エ 学用品割当台帳
- オ 学用品給与台帳
- カ 学用品受払簿

第14章 災害警備計画 【橋本警察署、かつらぎ警察署】

1 基本方針

防災関係機関との連携のもとに、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一として災害警備活動等に努める。

2 災害発生時における警察活動

- ア 情報の収集・伝達
- イ 救出救助活動等
- ウ 避難誘導
- エ 遺体見分
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 地域安全活動等社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達活動
- コ 報道対策
- サ 情報管理に関する措置
- シ 関係機関との相互連携

3 警備体制

(1) 警備体制の種別

- ア 警戒体制
暴風、大雨、洪水等の警報が発表された場合に発令する。
- イ 非常体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県下に相当な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。
- ウ 緊急体制
台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。

(2) 県災害警備本部等の設置

風水害等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、必要な警備計画を確立するとともに、迅速かつ的確な警備計画を講じる。

第15章 災害対策要員の計画

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

また、各種の災害応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、奉仕団の動員等により、対策活動に従事する要員を確保する。

第1節 ボランティア受入計画

【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】

1 基本方針

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合、被災者支援班は、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

2 災害ボランティアの支援に関する対応

(1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図って、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

ア 社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、被災者支援班と共同して災害ボランティアセンターの運営にあたる。

イ 市外の自治体に対して、居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

ウ 災害ボランティアセンター及び被災者支援班は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

エ 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

3 活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。なお、活動内容の調整にあたっては、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランテ

ィア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し救援物資の仕分け・配布・高齢者等の介護等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配達等）
- オ その他 被災者の生活支援等復旧・復興に必要な活動

4 専門ボランティアとの協力に関する対応

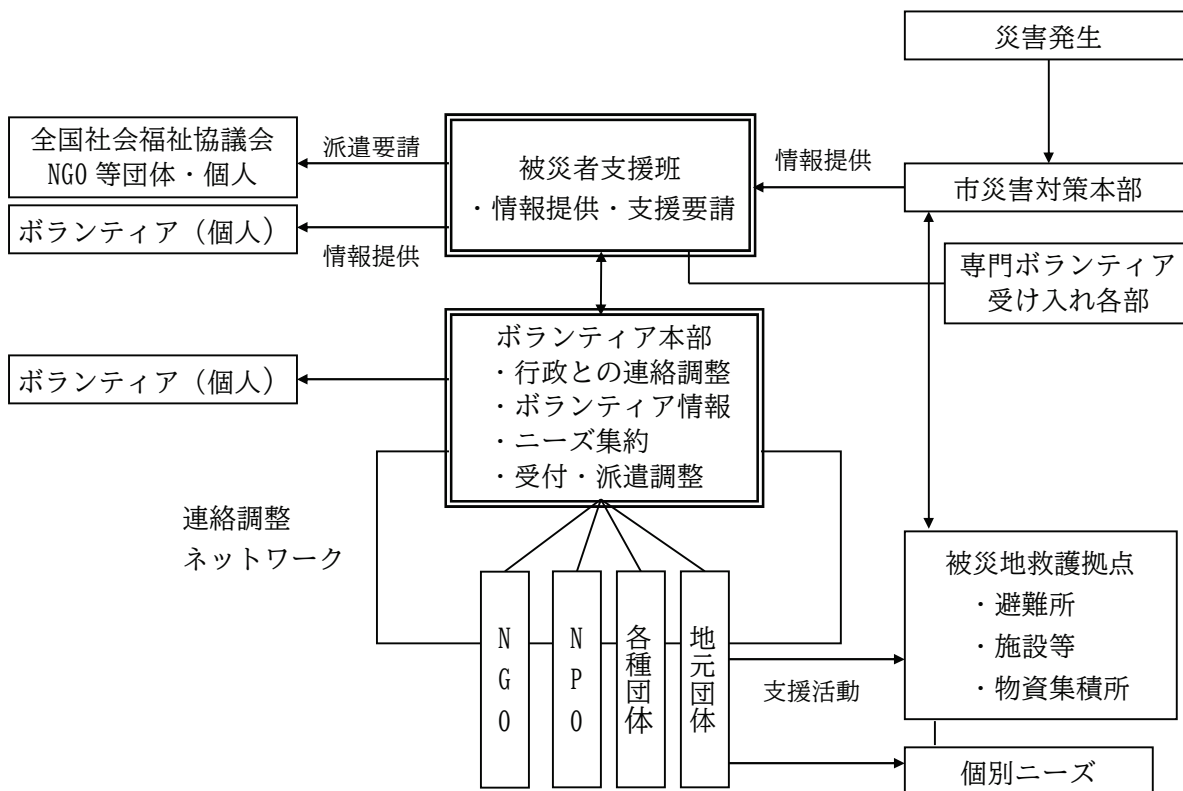
(1) 専門ボランティアの派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等）の派遣が必要な場合、県支部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する。なお、必要に応じて市本部から直接、専門ボランティアに要請する。

専門ボランティアの募集、登録、派遣調整については、県本部において関係団体と連携して行うものである。

(2) 専門ボランティアとの協力体制の確立

派遣された専門ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市本部の各担当班は、受け入れ及び協力体制を迅速に確立し、応急活動にあたる。



第2節 赤十字奉仕団活動 【被災者支援班】

1 基本方針

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合には、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

2 奉仕団員の動員

(1) 実施担当

被災者支援班は、奉仕団員の動員を行う。

(2) 奉仕団

日本赤十字社橋本市赤十字奉仕団

3 活動内容

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

- ア 炊き出しその他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）
- イ 清掃作業
- ウ 防疫作業
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 上記作業に類した作業
- カ 軽易な事務の補助

4 記録

奉仕団の奉仕を受けた班又は機関は、次の事項について記録し、保管する。

- ア 奉仕を必要とした作業の内容、期間
- イ 奉仕団の名称及び代表者氏名、人員
- ウ その他、必要な事項

第3節 労働者の確保計画 【関係部班】

1 基本方針

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、命令を執行し、活動要員を確保する。

2 命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事(県本部長)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く。)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事(県本部長)
	協力命令		
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	市本部長(市長) 警察官
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

3 命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害対策基本法による市本部長(市長)の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者

4 従事命令等の実施担当

市本部においては、次の部班が、従事命令の執行等を担当する。

応急対策班は、水防作業のための水防法による従事命令及び災害対策基本法による従事命令を担当する。

5 記録

担当班は、従事命令を発したときは、従事台帳を作成し、記録する。

第16章 交通輸送計画

災害による交通混乱を防止し、応急対策に必要な人員、物資、車両、資機材等の円滑な交通輸送を確保する。

第1節 道路交通の応急対策計画

【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】

1 基本方針

災害が発生し、又は被害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を迅速、的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

2 交通規制の実施区分

規制の実施は、次の区分により行い、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

【交通規制の実施区分】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（河川国道事務所）	国道24号 京奈和自動車道
	県（県支部（振興局））	国道370号、国道371号、県道
	市（応急対策班）	市道
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が2警察署以上にわたるもの、又は期間が1箇月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が1ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

3 交通規制の種類

（1）道路法第46条の規定に基づく規制

道路管理者は、災害において道路施設の破損等による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要な場合は、通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

（2）災害対策基本法第76条の規定に基づく規制

公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、道路管理者は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(3) 道路交通法第6条の規定に基づく規制

警察官は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

4 交通状況の把握

(1) 通行可能な道路や交通状況の把握

橋本警察署、かつらぎ警察署は、現場の警察官、道路管理者等関係機関からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 発見者の通報

道路施設等の被災により通行の危険性又は混乱状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。通報を受けた市本部は、関係各部、所轄警察署又はその道路管理者に通報する。

5 交通規制の実施フロー

(1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外又は道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

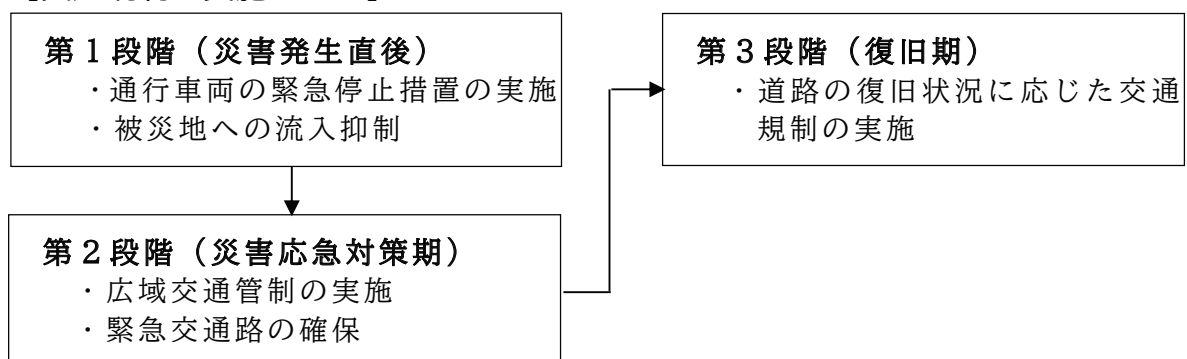
(2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

(3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制の見直しをする。

【交通規制の実施フロー】



6 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

公安委員会の指定に従い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、う回誘導を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、緊急通行車両の通行のための措置（車両、その他の物件の移動等の措置命令、強制措置）は警察官が行うものとするが、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するための必要な措置をとることができる。

(3) 災害時における車両の移動等

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

（災害対策基本法第76条の6）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

（ア）当該指定した道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

（イ）緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。

（ウ）運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両その他の物件を移動することができる。

なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ 土地の一時使用等（災害対策基本法第76条の6）

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ 損失補償（災害対策基本法第82条）

道路管理者は、ア（ウ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

（ア）公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行なう道路の区間において、ア・イの措置をとるべきことを要請することができる（災害対策基本法第76条の4）。

（イ）国土交通大臣及び知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、ア・イの措置をとるべきことを指示することができる（災害対策基本法第76条の7）。

7 市本部の応急措置

応急対策班は、計画班の協力を得て、交通の確保のため次の応急措置を行う。

(1) 市管理の道路施設

市管理の道路及び橋梁等の道路交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全上必要があると認められる場合は、交通規制及びこれに関連した応急措置をとるとともに、代替道路（う回路）の確保を行う。

(2) 応援要請

市管理の道路施設で災害対策上重要であり、かつ市で応急措置が不可能なものである場合は、県支部に応援要請するとともに、状況によっては、県本部に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図る。

(3) 市管理以外の道路施設

市管理以外の道路施設について、災害が発生した場合は、直ちにその道路管理者に連絡して必要な応急措置を求め、かつその実施に協力する。

8 交通規制の実施要領

(1) 市道の場合

道路管理者として道路法第46条の規定により、必要な交通規制及びう回路の選定を行う。

(2) 市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合、できる限り速やかに道路管理者又は所轄警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア 警察署長への通報（道路交通法第6条の規定による規制の実施）

イ 災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等

ウ 災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

9 標識の設置

交通規制をした場合は、各法令に基づく標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識の設置が困難なときは、適宜の方法により規制の状況を明示し、必要に応じ、警察官が現地において交通整理にあたる。

10 広報・報告

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて市民に広報するとともに、関係機関に報告、通知する。

広報、報告、通知にあたっては、次の事項を明示する。

- ア 禁止制限の種別と対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路その他の状況

11 緊急通行車両の事前届出、確認手続等

(1) 緊急通行車両の事前届出

県知事（県本部長）又は公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

- *緊急通行車両確認申出書【資料編 P-97 参照】
- *緊急通行車両確認証明書【資料編 P-98 参照】
- *緊急通行車両確認標章【資料編 P-98 参照】

(2) 事前届出を対象とする車両

確認の対象となる車両は、「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両」をいう。

(3) 事前届出に関する手続

- ア 事前届出の申請
 - (ア) 申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）。
 - (イ) 申請先
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察署経由）。
 - (ウ) 申請書類
緊急通行車両等事前届出書
- イ 事前届出済証の交付
検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

(4) 事前届出車両の確認

災害発生時においては、所轄警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。その際、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。

確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けるものとする。

(5) 災害発生後の届出

災害発生後に、市本部は、市の行う災害応急対策等に係る資機材等の輸送のための車両について確認申請書を所轄警察署に提出し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

(6) 証明書及び標章

緊急車両等の確認証明書及び標章の交付を受けた車両は、標章を車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

*緊急通行車両確認申出書【資料編 P-97 参照】

*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-98 参照】

*緊急通行車両確認標章【資料編 P-98 参照】

第2節 輸送計画 【応急対策班、関係部班】

1 基本方針

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

(1) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- ア 人命の安全確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の優先順位（時間経過ごと）

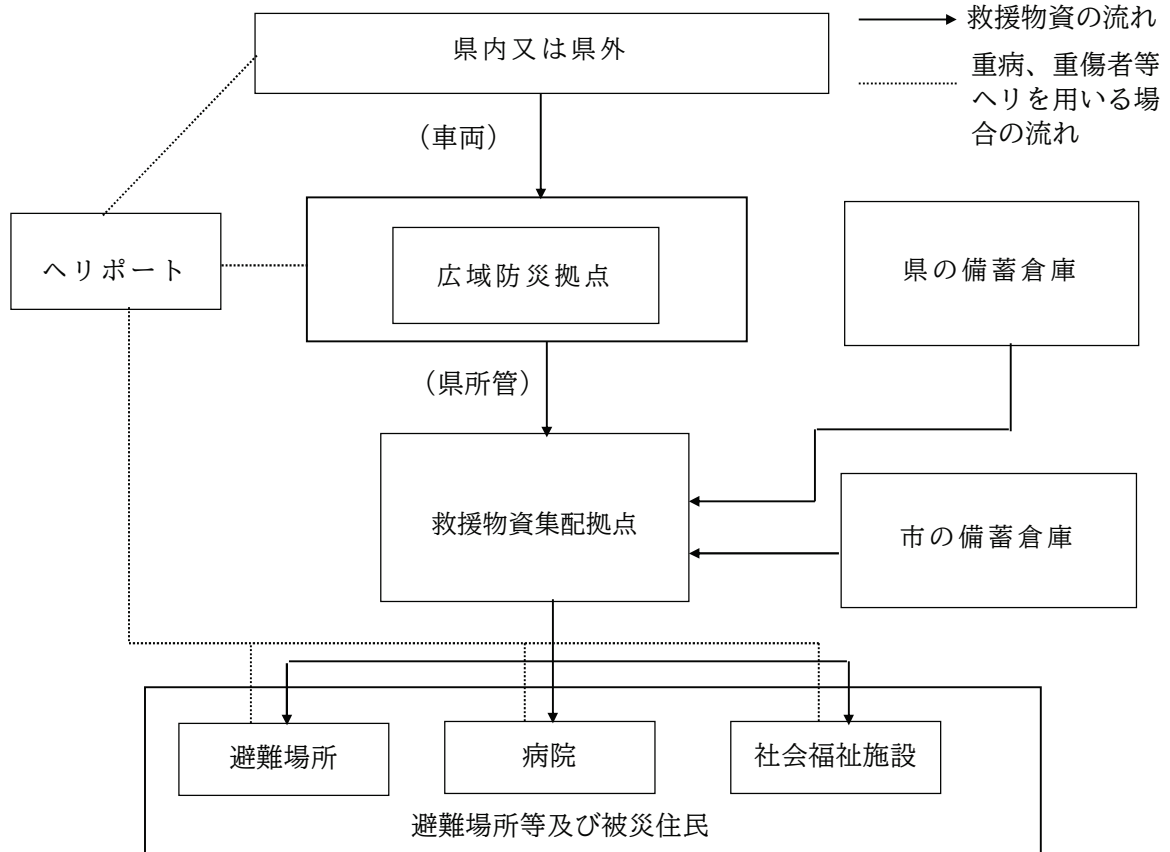
- ア 災害発生後24時間程度まで
 - (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
 - (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
 - (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- イ 災害発生後3日程度まで
上記アに加えて
 - (ア) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - (イ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- ウ 災害発生後4日目以降
上記イに加えて
 - (ア) 災害復旧に必要な要員及び物資
 - (イ) 生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

2 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路ネットワークの整備

県が指定する広域防災拠点や国、県、自衛隊等で構成された協議会で策定する緊急輸送道路等を活用して、救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う「救援物資集配拠点」及びヘリポート等を結んだ緊急輸送道路ネットワークを整備する。

【緊急輸送道路ネットワークのイメージ】



(2) 緊急輸送道路

ア 第一次緊急輸送道路

- ・高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
- ・上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路

イ 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

ウ 第三次緊急輸送道路

第二次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

*緊急輸送道路【資料編 P-31 参照】

(3) 輸送拠点

ア 広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ 救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点とする。

ウ ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

(4) 物資の備蓄拠点

市の備蓄倉庫

* 災害対策用備蓄品一覧表 【資料編 P-13 参照】

(5) 避難所等に対する救援物資の輸送

市本部は、救援物資集配拠点に県本部等から配送された救援物資及び市の備蓄物資等を仕分けし、和歌山県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配付することとする。また、そのための輸送経路等については、あらかじめ定めておくものとする。

* 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）
【資料編 P-69 参照】

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

ア 災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は極力使用しない。

(ア) できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両をおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。

イ 情報の収集

災害が発生した場合には、市本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

ウ 交通規制の実施、緊急交通路の指定

第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合及び緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

エ 緊急道路応急復旧の実施

第4編第9章第4節「道路災害応急対策計画」に定められた要領により、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

オ 緊急通行車両の取扱い

- (ア) 道路整備特別措置法第12条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとする。
- (イ) 道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示（昭和31年建設省1695号）による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて、通行証の交付を受けるものとする。

(2) 航空交通の確保

ア 情報の収集

市域で災害が発生した場合には、応急対策班は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について、情報の収集を行う。

イ ヘリポートの開設

市本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じて、ヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

ウ ヘリポート開設情報の伝達

市本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を、県支部を通じて県本部に伝達する。

(3) 鉄軌道交通の確保

ア 情報の収集

市域で災害が発生した場合には、情報・運用支援班は、鉄道事業者等の協力を求め、鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ 鉄道施設の応急復旧の実施

第9章第3節「鉄道施設災害応急対策計画」に定められた要領により、鉄道施設の応急復旧を実施する。

4 緊急輸送車両等及び要員の確保

(1) 市保有車両の運行

ア 市公用車の使用

市が所有する車両を災害対策車両として運用する。

イ 市公用車以外の車両の使用

市が所有するもの以外の車両等を使用するときは、関係機関に要請する。

*関係機関の連絡先【資料編 P-3 参照】

(2) 航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員の確保

市本部各班は、一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、対策本部事務局に輸送条件を示して空中輸送を要請する。市本部において空中輸送を必要と認めた場合は、県本部に輸送条件を示して、自衛隊の派遣並びに空中輸送を要請する。

（第4編第17章「自衛隊派遣要請等の計画」等を参照）

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行う。

(3) 鉄軌道輸送の確保

市本部は、鉄道、軌道によって緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社と協議して輸送を行う。

5 記録の整備保管

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

第17章 自衛隊派遣要請等の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】

1 基本方針

災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であることから、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事（県本部長）に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

（1）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

（2）避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難指示等が発令された場合）

（3）搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

（4）水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

（5）消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力

（6）道路又は水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

（7）応急医療、救護及び防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等

（8）通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

（9）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(10) 給食及び給水支援

被災者への給食、給水支援

(11) 入浴支援

野外入浴セットを活用した被災者に対する入浴支援

(12) 救援物資の無償貸与又は譲与

被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(13) 危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等の危険物について、能力上可能な範囲での保安措置及び除去

(14) その他

県知事（県本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

3 派遣要請の手続

(1) 通常の場合（県を通じた要請）

市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、県知事（県本部長）（依頼先は危機管理局）に災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 緊急の場合（直接通知）

通信途絶等により、県知事（本部長）へ要請の依頼ができない場合は、その旨及び被害の状況を防衛大臣又は次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第37普通科連隊長	大阪府和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090（内線238） （夜間302）

(3) 派遣要請書の記載事項

要請する場合は、次の事項を明らかにする。なお、ア～ウは必須事項。（文書については、「自衛隊派遣要請書」を3部、県支部を通じて県本部に提出。）

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 要請責任者の役職、氏名
- オ 特殊携行装備又は作業の種類
- カ 派遣地への最短経路
- キ 連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
- ク 受け入れ場所等
- ケ その他、参考となるべき事項

(4) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況（人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。）
イ 特別救護要請 （情報通報のときは除く）	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 a 事由（目的） b 派遣希望時期又は期間 c 派遣を希望する人員、航空機等の概要 d 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容 （輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） e 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ 気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況

4 派遣部隊の受け入れ体制

市本部は、次の要領により、自衛隊の受け入れ措置を行う。

(1) 県本部又は自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両や機材等の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊及び県本部と連絡にあたる連絡員を職員の中から指定し、窓口の一本化を図る。
- ウ 応急復旧に必要な機材等については、市で準備し、部隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。
- エ 諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けたり災害現地に必ず工事責任者を立ち合わせるなど、作業に支障をきたすことのないよう措置する。
- オ 派遣部隊に依頼するのみで、市民が傍観することのないよう積極的に協力する。
- カ 自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- キ 自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を、次の基準により樹立する。
 - (ア) 作業箇所及び作業内容
 - (イ) 作業の優先順位
 - (ウ) 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
 - (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 派遣部隊が到着したとき

- ア 派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。
- イ 次の事項を県支部に報告する。
 - (ア) 派遣部隊の指揮官の官職氏名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 作業の状況
 - (エ) 市本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法
- ウ 派遣された部隊に対し、次の施設等を提供する。

なお、被災状況により、下記施設に限定することなく、応急対策活動が有効に行えるよう、必要に応じ、自衛隊の活動拠点場所を選定し提供する。

 - (ア) 本部事務室……………橋本市運動公園
 - (イ) 宿舎……………橋本市運動公園
 - (ウ) 資機材置場、炊事場……………橋本市運動公園
 - (エ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）…橋本市運動公園
 - (オ) 臨時ヘリポート……………橋本市運動公園

5 派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時及び 応急救援活動 (災害発生直 後、人命救助第 一義として即時 に行う救助活 動)	<ul style="list-style-type: none"> ア 偵察、連絡活動 空・地からの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供 イ 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援 ウ 緊急輸送 患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 エ 消火活動 利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力 オ 資料提出及び広報活動 県本部、関係機関への資料の提出及び空・地からの立体的広報協力 カ 危険物の保安及び除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去
組織的救援活動 (即時及び応急 救援活動に引続 き被害状況の概 要が判明し派遣 部隊の主力をも ってする組織化 された救助活 動)	<ul style="list-style-type: none"> ア 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 イ 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 ウ 架橋活動 応急橋梁の構築 エ 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動の支援 オ 医療、救護活動 応急医療、防疫活動及び医具、血液薬品等の輸送 カ 炊飯及び給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

6 派遣部隊の撤収要請

市本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県支部を通じ県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

7 経費の負担区分

市は、原則として、自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- オ その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市本部長（市長）が協議するものとする。

第18章 県防災ヘリコプター活用計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】

1 基本方針

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター等）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、関係機関に対して航空機等の応援を要請する。

2 広域航空消防応援

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより、県支部を通じて県本部に応援を要請する。

3 和歌山県防災航空隊

市本部は、災害の状況により防災ヘリコプターの使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づき派遣を要請する。

4 和歌山県警察航空隊

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、所轄警察署を経由して、和歌山県警察航空隊の派遣を要請する。

5 赤十字飛行隊

(1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救助及び救護活動
- イ 救急患者及び特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品及び血液等の航空輸送
- エ その他日本赤十字社が必要と認める活動

(2) 要請方法

対策本部事務局は、県支部を通じ県本部へ連絡し、県本部は、日本赤十字社和歌山県支部に派遣を要請する。緊急避難、人命救助など事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

(3) 赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL 03-3438-1311
日本赤十字社和歌山県支部	TEL 073-422-7141

第19章 防災拠点施設活用計画 【危機管理室】

災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する市民の啓発・教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

1 輸送拠点

ア 広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ 救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点とする。

ウ ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

2 物資の備蓄拠点

ア 市の備蓄倉庫

*防災資機材保管場所 【資料編 P-15 参照】

第20章 広域防災体制の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】

1 基本方針

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定するとともに、当該計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

なお、広域的な応援を要請する場合、県に対し要請することを原則とするが、県への要請ができない場合には、その旨及び本市域における災害の状況を国（指定行政機関又は指定地方行政機関）に直接通知し、応急措置の実施を要請するものとする。

2 応援の受け入れ体制

各種協定等に基づく応援の受け入れに際しては、以下の決定を迅速に行い、その体制を早期に確立する。

(1) 応援担当連絡員の指定

応援部隊の受け入れにあたっては、担当連絡員を指定し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が、他の災害救助・復旧機関と競合・重複することのないよう調整を行うものとする。

(2) 集結地の指定

市本部は、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が、円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。なお、集結地については、あらかじめ候補地を検討しておくものとする。また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

(3) 執務スペース等の確保

応援職員等の執務スペースの確保にあたっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(4) 感染症対策

感染症の流行時における応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3 応援元の機関との確認事項

応援元の機関と、応援受け入れ時に、原則として次の事項を確認しておくものとする。

- ア 応援内容
- イ 応援の規模（部隊数、人員）
- ウ 応援の物資、資機材等
- エ 責任者との連絡方法

4 災害現場等への誘導

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、集結地から災害現場へ誘導等を行うものとする。

5 広域避難体制の構築

災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。